

第八十四回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 六 号

昭和五十三年四月二十一日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 菅波 茂君

理事 石橋 一弥君 理事 唐沢俊二郎君

理事 藤波 孝生君 理事 渡部 恒三君

理事 木島喜兵衛君 理事 嶋崎 讓君

理事 有島 重武君 理事 曾祢 益君

石川 要三君 久保田円次君

小島 静馬君 玉生 孝久君

塚原 俊平君 中村 靖君

長谷川 峻君 水平 豊彦君

小川 仁一君 千葉千代世君

中西 績介君 長谷川正三君

湯山 勇君 池田 克也君

鍛冶 清君 伏屋 修治君

中野 寛成君 山原健二郎君

西岡 武夫君

出席國務大臣

文 部 大 臣 砂田 重民君

出席政府委員

文 部 政 務 次 官 近藤 鉄雄君

文 部 大 臣 官 房 長 宮地 貫一君

文 部 省 初 等 中 等 教 育 局 長 諸澤 正道君

文 部 省 大 学 局 長 佐野文一郎君

文 部 省 学 術 国 際 局 長 井内慶次郎君

文 部 省 体 育 局 長 柳川 覺治君

文 部 省 管 理 局 長 三角 哲生君

文 化 庁 長 官 犬丸 直君

委員外の出席者

外務省情報文化局文化事業部文化第二課長 岡 照君

文教委員会調査室長 大 中 臣 信 令 君

それでは、石橋一弥君を理事に指名いたします。

○菅波委員長 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。砂田文部大臣。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

○砂田國務大臣 このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行う給付については、国・公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十二年に引き続き、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十二年の国家公務

員の給与の改善内容に基づいて行われる国・公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十一年度以前の退職者について昭和五十三年四月分から増額することとしたしております。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても相応の引き上げを行うこととしたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十三年四月分から引き上げるとともに、六十歳以上の者等に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十三年六月分からさらに引き上げることとしたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を、国・公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ、三十六万円から三十八万円に引き上げるとともに、下限についても六万二千元から六万六千元に引き上げることとしたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、他の共済組合制度の例にならって、昭和五十三年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。なお、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係を準用することとしたしておりますので、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が成立いたしますと、遺族年金に係る寡婦加算の額の引き上げ措置につきましても、私立学校教職員共済組合の給付についても同様措置されることとなりますので申し添えます。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くだ

さいますようお願い申し上げます。

○菅波委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○菅波委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。小島静馬君。

○小島委員 久しぶりの一般質問でございますが、きょうは多くの問題に触れることなく、問題を二つにしばってお伺いをいたしたいと思っております。前半、学校給食、特にその中におけるところの米飯給食の問題点についてお伺いをしたいと思っております。後半、日本の英語教育の問題点につきまして、特に外国人教師の招聘の問題についてお伺いをしたいと思っております。

学校給食の沿革等も拝見をいたしまして、昭和二十一年から緒につきまして今日に至るまでで三十年以上の経過をたどっておるわけでございますが、いまだどんなふうな状況であるか、それから問題点はどこにあるか、そういう点について体育局長からお伺いしたいと思っております。

○柳川政府委員 わが国の学校給食は、いま先生御指摘のとおり、学校給食法等に基づきまして、義務教育諸学校を中心に学校教育の一環として実施して今日に至っております。

五十二年五月一日現在におきます全国的な実施状況でございますが、小学校、児童数で申しまして九・三％と、ほぼ完全実施に近い状態にございます。また、中学校につきましては、生徒数で八・四％。特殊教育諸学校の幼児、児童、生徒数では七・八・八％、夜間定時制高等学校、生徒数では八・七・三％に達しております。全体で千五百五十万人の児童、生徒に及んでおる次第でございます。

このうち、学校給食は完全給食、補食給食、ミ

ルク給食の三態様がございまして、完全給食の実施状況は、小学校、児童数では九七・〇％と、ほぼ一〇〇％近い普及率を示しておりますが、中学校につきましてはなお、生徒数で五五・四％と、小学校に比べて低い普及率になっております。この辺は、中学校の実施が当初開始の時期がおくれたということもございまして、中学校におきます完全給食への普及の問題がなお引き続きこれから努力すべき一つの課題であろうと思っております。

それから、学校給食につきましては、全般に施設設備の整備を図っていくという問題がございまして、特に物資につきまして、物資の適正かつ円滑な供給確保を図るという問題が、常に組織需要としてまとまったものでございまして、この面が父兄負担の軽減等の観点から大事なことだというところで、各、日本学校給食会あるいは都道府県の給食会を通してのこの面の組織的な確保の体制を図っていくという問題があらうかと思っております。

また、特に最近の問題といたしましては、国民の食糧事情を背景といたしまして、長い期間粉食奨励のような形で、パンによりまして、パン、ミルク、おかずという形で給食が実施の形態でございましたが、これを五十一年度から、実験学校の経験も経まして、パンあり、米あり、めん類ありという、素直な日本人の食事形態の学校給食に切りかえていくというための米飯導入の問題が、現在私ども一番力を注いでおるところでございます。

○小島委員 ごくあたりまえのことではありますが、学校給食を行う基本理念といましようか目標といましようか、どういうお考えでこれをおやりになしておられるのか、それから学習指導要領の中ではこれはどういう地位を占めておるのか、お伺いいたします。

○柳川政府委員 学校給食は、現在、教育活動の一環としてこれを行おうといたしてまいりまして、学習指導要領の上におきましても特別活動のうち

の学級指導に位置づけております。言うまでもございませませんが、学校給食それ自体は、栄養のバランスのとれた食事を児童、生徒に提供する、そのことによりまして児童、生徒の健康の増進、体位の向上に寄与するというのが第一義的な意義であろうと思っております。このことは、学校給食が開始された当時から、わが国の子供たちの栄養面の不足を補うというところで大変大きな役割を果たしておりました。現に学校給食によりまして一日の所要の栄養量の相当部分が補完されておるといふ実態はなお今日でもそのような状態でございます。

この学校給食の、健康の増進あるいは体位の向上に果たしておる役割りはなお大きなものがあるというように認識しておる次第でございます。

さらに、教育的な意義の面に立ちますと、児童、生徒の明るい社交性と豊かな人間関係がこの給食を通して育てられるということが指摘されようかと思っております。また、教師と児童、生徒が同じ物を食べることを通しまして平等感が培われ、これによって情緒が安定し、学習にもよい効果を与えていること、あるいは教師と児童、生徒の親近感が育つておるといふことは大きな意義であろう。家庭におきまして夕げの場が家庭教育の場であるというように言われておりますと、学校におきまして学校給食の場で、教師、子供たちが、親子、兄弟のような人間関係において、食事を通して明るく楽しい環境がつけられておる。この面は人間形成の上で大変大事な場になっておるといふように指摘されようかと思っております。

また、児童、生徒が協力いたしまして配食や後片づけなどを行っております。このことは、勤労奉仕の精神を身につけることができるということも当然言われることでございまして、このように児童、生徒の円満な人格形成に大きな影響を与えておりました。学校教育におきまして現在重要な役割を果たしてきておるわけでございます。

この辺の認識に立ちまして、このたびの新しい学習指導要領の改定に当たりまして、従来の特別活動としての教育的な意義をそのまま継続して

おるといふ経緯でございます。

○小島委員 もう一つの問題点でございますけれども、先刻の御説明の中で出てまいりました米飯給食の導入の問題ですね。これはやはり学校給食というふうな教育上の効果はもちろんでございまして、もう一つは、時の問題として、米の消費拡大という問題からも当然これは取り上げられるべきものでしょう。閣議におきましても了解事項として出ておりますが、この目標、それから実施状況、どういふふうになっておるか、その点をお伺いしたいと思います。

○柳川政府委員 米飯給食につきましては、御指摘のとおり、食事内容の多様化を図る、また栄養を配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせる等の見地から教育上も大変意味あることとございまして、わが国の食糧資源を考慮いたしまして、これを大いに推進すべきものであるという考え方に立っております。

そのことから、昭和五十一年から学校給食への計画的な導入を図り、当面週二回の実施を目途に、その施策の推進を図っておるところでございます。その結果、昭和五十一年五月現在、学校数で申しまして三六・五％でありましたものが、昭和五十二年五月現在では五八・三％に達してまいりまして、順調にその普及が図られておる状態でございます。五十三年度以降につきましては、五十三年度にこの普及率を八〇％の学校に及ぼす、また五十四年度には九〇％、五十五年度に九五％、五十六年度に一〇〇％の学校が米飯の週二回の導入を実現するという方向の年次計画をいま進めておるところでございます。これに要します精米の所要量は、五十三年度が四万一千トン、五十四年度六万トン、五十五年度八万三千トン、五十六年度十萬四千トンという週二回の消費を考えておるということでございます。

○小島委員 週二回を目標に進めておって、五十二年に五八・三％いったという話ですが、全体として非常に達成率が高いように思われますけれども、実際にはそうじゃないんじゃないですか。全

国平均でも結構ですが、月に何回くらい、全体のトータルをいましてとどのくらいまでいっておられますか。

○柳川政府委員 いま平均いたしまして月に三回くらい割合でございまして、週二回の目標からいたしましてなおその目標に達していないこととございまして、米の方の消費量は、五十二年二万二万トンの消費を見込んでおりましたがこれが二万二万トンは消化されておるといふことでございまして、来年度は四万一千トン、約倍を見込んでおりますが、この四万一千トンの目標はぜひ達成したいといふことを計画しております。学校によりましては現在の設備されておる圧力が等で月一回だけ行おうといふところもございまして、すでに学校によつては週二回の計画的な実現を図っておるといふことで、地域また学校によつて現在まちまちでございまして、一応の計画目標は達成していくといふ見込みの上に立ちまして努力をしましてまいりたいと考えておるところでございまして。

○小島委員 これは文部省からいただきました資料でございすけれども、まだ月三回には及ばないんじゃないか。もう少し少ないように思うのですが、週にしますと〇・六ないし〇・七くらい、月にしますと二・五回くらい、そのくらいじゃないでしょうか。

○柳川政府委員 御指摘のとおり三回弱になるといふ状態でございます。ちなみに、その辺の割合を申し上げますと、週一回行つておる学校が二二%、週二回が四二%、それから月一回が一八・一%、月二回が二七・四%、月三回が七・三%といふような状態でございます。やはり現状では週一回ないしは月二回程度という学校の占める割合が多いという状態でございます。

○小島委員 それから内容的に見ていきますと、どうも大都市においては非常に米飯給食が低い、比較的、田舎に行きますとそうではなくて非常に高い、こういうふうなものが出てくると思うのですが、それは一体何が原因でしょうか。

○柳川政府委員 学校給食への米飯導入につきま

しては、米の生産が高まったといふ問題を背景といたしまして、相当長期にわたりまして米作地帯を中心にこの辺の要望が高まっております。

その面から、米飯給食への導入につきましては、文部省としては五年間ほど実験校の実験を経まして、それぞれの学校が日本人の食事として素直に米の導入が現場においてなされるようにという期間を置きまして一部切りかえに踏み切ったわけでございます。そういうふうな関係から、米作地帯、農村地帯におきまして、自分の家であつておるお米といふものを素直に学校給食へ米飯給食として導入するといふことの要望は高うございまして、またその辺の要望を背景といたしまして、関係の市町村あるいは学校がそれにこたえていくといふことであらうかと思ひます。都市部におきましては、学校それ自体の数も多うございまして、都市部はまさに消費地帯でございまして、この面におきまして、一部のところではパンの業者に、パンと同じように米の委託炊飯をさせるというふうなことにによりまして全面的な実施の方向へ進めておるといふところもございまして、自校炊飯方式等の推進を図つておりますが、実際問題として人手の問題等もございまして、都市部の方での切りかえにつきましてはかなり苦勞しておるところでございまして。

○小島委員 いまお話が出ましたが、自校炊飯方式、委託炊飯方式、アルファ化米の利用方式、この三つに分かれておるようでございますが、長い間の沿革もございまして、パン屋さん炊飯装置の二分の一補助ですが、そして入れさしてあるという形が非常に尊重されているようですね。炊飯センター等がございしてもそれは使われないといふふうな傾向がございまして、いろいろな沿革があると思ひますが、その理由、沿革についてどういふふうな理解されているでしょうか。

○柳川政府委員 御案内のとおり、学校給食がパン、ミルク、おかずといふことで、良質な小麦粉を確保いたしましてこれをパンとして給食に導入

し、その間、国内産牛乳の飼育奨励も含めまして、従来の日本食では発育盛りの子供に対する食事としては若干欠けていると言われておりますたん白質あるいは脂肪の、いわゆる高たん高脂の食事形態を確保して、わが国の子供たちを大きくたくましく育てていくといふことの役割りを果たしてき

たわけでございます。その間、パンの業界の方にも、この学校給食のパン、ミルク、おかずという形態の推進について大きな御協力と支えをしていただけてきたわけでございます。この間の問題もございまして、なお、学校給食ではお米もあり、パンもあり、めんもある、そういう食事形態を素直に導入していくことが当を得たものであらうといふ認識に立つております。従来、パンにつきましてはパン業者が委託加工して学校に導入されておりました。そういう従来の経緯もございまして、米飯の問題に委託加工方式を取り入れるといふこととで手間その他の問題も解消いたしますので、米飯の米の価格を低廉にするという施策と相まって、そのような委託加工につきましてもこれを認めていくという立場に立つておる次第でござい

ます。現在、自校炊飯方式が五四・五%、委託炊飯方式が二六・八%、アルファ化米の利用方式が一八・七%といふような米飯給食の実施形態になっておる次第でございまして。委託炊飯方式につきましても、それぞれのパン屋さんの共同化の問題等もございまして、これも地域によつてなかなかその形がとり得ないといふか、いまその努力をしておる地域もございまして、広い地域でござい

ますので、地域によつては委託加工の方式は無理であらうといふ、その面は地域あるいは学校の実際においていろいろバラエティーに富んだ対応にならうと思ひます。それぞれ米飯の導入を素直に実施する、そういう形態をとっていくことに對しまして、それぞれの自校炊飯に對する施設設備の助成、あるいは委託加工の問題につきましては三分の一の助成措置を設備投資にしてい、そういう多様な対応をまいりたいといふように考えて

おるところでございます。○小島委員 学校給食をめぐる問題はまだいろいろあらうと思ひますけれども、大まかな問題についていままでお伺いをしたわけでございます。そこで大臣にお伺いをしたいと思います。昭和五十三年一月二十日の閣議了解事項でござい

ます。○砂田國務大臣 いま御指摘の閣議了解のもとになりましたのも、学校給食の立場から申し上げますならば、先ほど体育局長がお答えをいたしました長期計画をもつて週二回の米飯給食を行う、それを目標とするわけでございます。五十二年は、先ほど体育局長がお答えをいたしましたように、精米量にいたしまして計画を上回る量を消費できたわけでございます。私は五十二年も大体そういうところをいけると思ひますが、それから後にやはり問題があると思ひます。未実施校にどういふふうな実施をしていってもらうか。これは相当な努力を必要とすると思ひます。施設設備費の補助をさらにふやしていく。また、農林省に三五%値引きをしてもらつておりますけれども、これから将来の米価の問題も絡んでまいりますから、農林省にも御努力をいただきます。この値引きの問題もさらに努力を重ねてまいりまして、五十六年度を目指しての所期の目的を何とか達成するよう最善の努力を払つてまいりたい、またさうでなければならぬと考えておるものでござい

ます。○小島委員 いままでの学校給食の歴史を見ながらつくづく感じますことは、これが児童、生徒の体位の向上あるいは健康の増進に非常に大きな役

割りを果たしたことは率直に評価されてよからう、かように思うわけでございます。それは栄養的な観点もございましょう。それからもつと教育上の効果として徳育の面に非常に大きな影響を持っている、これもいま局長からお話があったとおりでございます。

それからもう一つの観点も率直に認めていいのではなからうか。栄養等の問題もございましょうけれども、いま農政の中で非常に大きな問題になっております米の問題、国の大きな政策として減反までやって生産の調整をやっておるわけでございまして、考えてみますと、私も戦前、戦中、戦後というものを生きてきた者にとりまして、これはある意味では非常にぜいたくな悩みでございます。食うに食えなかつた三十年前までの日本の姿。ところがこのごろでは主食の米が余つて仕方がない。ほかに食べるものもいっぱいあるというふうなことで、米の消費というものは一人当たり一いたしましてほとんど減つてゐる。こういう実情の中で、私も、一つには生産の調整というふうな問題をどうやっていくかという面もございまして、同時に、国を挙げての消費の拡大というものを考えていくべきではなからうか。

全体的な風潮として、とかく米を食うとコレステロールがたまるとか体によくない、美容によくないとかというふうに言いますけれども、実はむしろこれは副食に大きな原因があるわけであります。副食が非常にぜいたくであった。戦前の、あるいは戦中の日本人というのはそんなに肥満体質の人はおらなかつたわけであります。あるいは今日の中国人とか韓国人の体型を見ましてもそんなに肥満児、肥満体の方というのはおらないわけでありまして、むしろ副食に大きな原因があるのでございます。外国人、西洋人と比べましても日本人というのは非常にださがきれいで、きめが細かい、そういうふうな面から見ましても、美容に非常に私は米食が効果があるんじゃないかと思うわけでございまして、何でも外来のものだ

けがいいんだということでない。もちろんビタミンがどうのこうのということになりますと、パンの製造の過程におきましてはそういうものを混入していつて補うということができるといふ。米はなかなかそれができないという面もございまして、けれども、やはりもう一度日本人の本来の主食である米というものを直視して、消費の拡大を図つていかなければならない。

そういう傾向の中で、いまのままでの学校給食を続けていきますと、最近米飯導入が言われ始めるようになったわけでありまして、これは国としても、農政だけでなく、国全体の経済の中で非常に大きな問題になってくると思うわけでございします。ですから、教育上の効果とあわせてこういう国の方の全体の政策に協力をしていく、こういうことを考えましたときに、もう少し積極的に米飯給食というものを取り上げていってしかるべきではなからうか、かように考えるわけでございします。そういう点につきまして、大臣ももう一歩進めてひとつ御意見を伺わせてください。

○砂田国務大臣 全く同感でございます。特にいつとき御婦人の方がお米を食べなくなつてしまつていた。しかし何か誤つた宣伝に惑わされた感なきにしろあつたという感じがいたします。従来子供たちにも、学校給食の場でパン、ミルク、おかずという組み合わせでもつぱら来たわけでございします。しかし、この子供たちが、将来、家庭での、きょうは何を食べるかというのを決定する決定権を持つ立場になるわけでございしますから、やはり栄養価というものを考えた多様な学校給食、こういう面から、いま御指摘のありました日本の食糧事情、やはり農政に協力もしていくということから、パン、米、めんという、そういう多様な学校給食に切りかえていかなければいけない。そして、私もといたしましては、米の消費を学校給食の場で積極的に取り組んでいく。できることならば、立てました長期計画より以上の消費を何とかが図つていくように各様の対策に前向きに取り組んでまいりまして、積極的に学校給食に

米食が取り入れられますことを念願としながら前向きにやつてまいる決意でございます。

○小島委員 そこで具体的な一つの例を提示したいと思うのでございますが、実は本年三月の十四日でございますが、わが党文教委員会におきまして、静岡豊岡村、この学校給食の実態を調査をしてまいりました。実はこの学校給食を愛情弁当というふうに呼んでゐるわけでありまして、週に火曜日と木曜日の二日間だけでございしますけれども、これはお母さんのつくつた弁当を子供が持参をいたします。それをすてに二年近く行つてゐるわけでありまして、その調査の結果に基づきましてまたいろいろお考えを聞いてみたいと思うのでございます。

ごく概括だけを申し上げてみたいと思うのであります。この愛情弁当、米飯弁当でございますが、その導入をこの豊岡村の村長の藤森さんという方が先頭に立つて実は実施をいたしましたわけでございします。五十一年の一月にアンケート調査を実施いたしました。米飯給食について八五・三％の賛成を得ました。そのうち米飯弁当持参方式について八二・二％の賛成が得られましたので、議会、給食関係者等との慎重協議の上に、五十一年の四月、週二回、火、木曜日の米飯弁当持参の給食を実施いたしましたのでございします。

その愛情弁当の内容調査は、これが子供のしつけあるいは親子の連帯感をどのように強めてゐるか等徳育に果たしてゐる役割、それから朝御飯を炊くことにより家族を含めて米飯機会がふえて、米の消費拡大にどのような効果を及ぼしたか、そういう点についての調査でございます。小・中学生のいる全家庭八百戸を対象にいたしましたものでございします。その結果を要約してみますと、現在九八％の父兄が次の効果を高く評価して、愛情弁当に賛成してゐるのであります。

その一つは、対話と連帯に対する効果。弁当の受け渡しを通じて、元気で勉強してきてねと親から、あるいは、きょうは全部食べてきたよと子供からの対話が生まれる。弁当の量を決めるに当たつ

て親子で相談して決めることなどにより、親子の対話がふえた効果二二％、また台所の手伝いをするようになった一％、それから子供の健康管理に非常に役立った、これが三八％。こういうことを通じて親子の連帯感が非常に増してきたことを挙げております。

二番目は、しつけに対する効果であります。弁当を自分でかばんに入れる、これが九三％、空き弁当箱の処理は自分でかばんから出す、または洗いおけにつける、これも九六％あります。自分のことは自分でさせる、そのしつけの機会に非常に役立ったようでございします。

それから三番目は、感謝、思いやりに対する効果。お母さんの炊いた御飯は何よりもおいしいと思つてゐる子供が九一％、それから小学校低学年ではお母さんが弁当をつくるのは大変だと思つてゐるふうな気持ち、これが七六％。お母さんに感謝と愛情を深める機会に役立っております。お母さんの、おかずまでつくつてやりたいというのが六％であります。これは非常に少ないんです。子供の、つくつてもらいたい、こういう気持ちは五七％というふうな半分以上を超えております。

それから米の消費拡大に対する効果であります。豊岡村は世帯数二千三百九十戸でございますが、そのうち農家が千九百戸、四五・六％という農村地帯のために、御飯のウェイトは八〇％と非常に高いわけであります。弁当持参による家庭への波及効果として一・五％、弁当持参による効果として三・七％、計四・二％の米の消費の拡大が進んだものと見込まれております。この結果、御飯中心の食事情態は九〇％近くに達してゐるのであります。ちなみに、東京、大阪、名古屋、三大都市四百人の抽出調査によりますと六五％でございします。

そして、これは農村部で、豊岡村は農村部に属するわけでございします。同時に、静岡県におきましては静岡市の中心ともいふべき静岡市立青葉小学校についての調査をいたしましたのでございします。その結果を参考までに申し上げてみますと、

静岡市中心部の青葉小学校の父兄百三十六人、これを対象に愛情弁当についてアンケート調査を実施したのであります。その結果、要約をいたしまして、一、朝食が御飯中心の家庭は六四％で、豊岡村の八四％を大幅に下回るにもかかわらず、九二％が賛成をいたしておるのであります。二番目に、賛成の理由として、親子の連帯感が強まるからというものが六九％、あるいは子供の健康状態がわかる、そういう理由でさらに積極的に四〇％の賛成があるわけでありまして、いずれにしても教育上の観点から好ましいという考え方がね返ってきているのが、この調査の結果でございます。

それから、豊岡村の愛情弁当に対する措置の仕方でございますが、これは衛生的管理と食味保持のために、保温庫による保管、御飯以外は絶対に持たせない、朝炊いた御飯を持たせる、弁当箱及び弁当袋は常に清潔に保つというようなことを徹底させております。それからパン給食を希望する児童、生徒にはパンを給食する。三番目として、過食過少にならないよう、学年に応じた御飯の分量を指導するとともに、定期的にチェックしている。また、七分づき、麦飯も奨励をいたしております。

その他、愛情弁当持参の日には、きょうは忘れないようにというふうな有線放送で呼びかけるようなこともいたしております。それでも忘れるような事例はありますけれども、親が後から届けたら、おもしろいことに級友が一はしずつ分けたという事例もあったようでありまして、もちろん副食、牛乳は一般生徒と同様に給食をされておるわけでございます。

学校の教師からの要望でございますけれども、教師は、給食時間が短いことが残念あるいは少量持参に連なるので、時間的に余裕を持たせたカリキュラムの編成を望んでいる、こういうのが出ております。村の当局は、愛情弁当に要する米穀にも、学校給食用米穀値引き措置に準じた措置が図られることを要望している。

設置費が、五十一年四月、申し上げたとおりですが、四百十万円の予算、これは保温庫が七つ、及び氏名刻印の弁当箱等約千七百八十分。それから、家庭で詰められた弁当は各級ごとの受け箱、十五個から二十個に入れられて、保温庫で、これは常温を百度にして保管、給食のときには五十度ないし六十度下がるよう前もって引き出しておいで給食をされる。副食及び牛乳は従来どおり給食センターから給食をされる。これが調査の結果の概要でございます。

私も現場を見まして、非常に子供たちが明るく喜々としてやっている。それからお母さん方の御意見を聞いてみました。いま申し上げましたアンケートの中にも入っておりますけれども、非常にお母さん方が喜んで協力をしているという姿を見てきたわけでございます。教育上の効果といひ、あるいは国の施策の方向に対する協力といひ、いろいろな面で非常に感銘を受けるところがございまして、ぜひこれを全国的な規模にまで広げることではできないだろうか、そこまで実は思入れをいたして帰ってきたようなわけでございます。

概要、御報告を申し上げたわけでございますが、何とかそういうふうな方向というものが御検討願えないだろうかと思っております。大臣、ひとついかがでございますでしょうか。

○砂田国務大臣 私は大変感銘深くいまのお話を伺いました。ただ、お母様方の圧倒的多数の同意を得られたその豊岡村の場合は、教育上の意味からも大変恵まれた学校環境にあったように伺ったわけでございますが、いま御指摘のございました農林省の三五％値引きの問題をどう絡めていくかという点も非常にむずかしい問題があるかと思っております。また、地域によつては、先ほど私、これから問題がございまして申し上げたように、大都市部においてはそのようなお母様方の同意が得られるかどうか、非常にむずかしい点があるかと思っております。中途半端なことでは弁当持参ということを実施いたしますと、教育上むしろ大きなデメリットも伴うことでございます。ただ、いまの豊

岡村の例は大変好ましい例だと思っておりますので、検討をさせていただきますと思っております。

○小島委員 いま言いました三五％値引きの問題とか、いろいろむずかしい問題がたくさんあると思うのです。ただ、やはり積極的な指導、助成という点によつて非常に普及してくるかどうかという点はあるわけでございます。非常に前向きな御答弁を承りまして大変ありがたく思います。ぜひ御検討いただきまして、できるところから導入していく。またデメリットになる部分はどうしたら消していくことができるだろうか、こういうことにもつながってくると思っております。これから御要望申し上げますので、この機会にぜひ御検討いただきまして、今後の施策に御期待申し上げます。

なお聞きたい点がございますが、時間が余ったらということにいたしました。大臣が大体十一時半くらいになりますとお出になるということでございますので、学校給食についてはこの程度にしておきます。おられる間にもう一つの問題点につきまして、大臣にお伺いをいたしたいと思っております。

去年の三月だったと思うのですが、文教委員会におきまして、当時の文教行政の問題点について幾つか質問いたしました。その中の一つで私申し上げたことでございますが、今日の日本の英語教育の実情でございます。中学に入りまして英語の授業が受けられる。高等学校に行きますと、必修科目でございました。もちろん選択になります。大学に行きますと、もちろん選択になります。けれども、外国語教育というものはやむを得ずあります。中学、高校、大学と、相当の時間をかけて英語の勉強をして、その結果、高卒あるいは大卒でどの程度の英語の実用化が図られているかという点を考えてみますと、実は非常に心もとない実情ではなからうかと思っております。私などは英字新聞すら読めないわけでございますが、不勉強であつた私のような者は例外といたしまして

も、学校でたとえ英語が優だとかAだとか、そういう点を取ったといたしまして、実際には英字新聞を字引を片手に何とか読めるというものがほぼ一般的なレベルではなからうか。直ちに英会話ができる、先方の言ったことが理解でき、そしてまた自分の言いたいことを表現することができるといふレベルには、実はなかなか到達しておらないのが実情ではなからうかと思っております。

やはり、教育の目標というものの、外国語をなぜ教えるのだろうか、私はいろいろ考えます。ほかの科目に比べて、数学であるとかあるいは国語であるとか、そういうものとは違った外国語教育の何か目標があるように思ふのでございます。その中で、教育は人格を形成しあるいはその人の人間の能力を引っ張り出す、そういう論点があることは言うまでもございせんけれども、もう一つは、実主義といひましようか、実際にどれだけの役に立つかということ、これは教育の中の非常に大きな理念の一つだろう。私は、これは教育全体について言えることではないかと思ふのであります。そういう角度から今日の英語教育の実情を考えたときに、時間を相当かけて文法やいろいろなことをやるわけでありまして、また実際の書物にも親しむことができるような方向はありますけれども、いわゆる実主義的な立場から、実用的な立場から考えてみますと、実は本当にお粗末なのが今日の英語教育の実態ではなからうか。ですから、中にはいまのような英語教育だった全部やめてしまった方がいいのだというふうなことまであえて言う識者もあるわけでございます。そういう観点の中から、どうしたら英語教育というものの実用化を図っていくことができるだろうか、このことを私は考えてみる必要があるかと思ふのです。

今日の文教政策の中でもすでにこのことは行われているわけでございます。アメリカから十何人でありまして、ことしの予算でも十五人くらいの人を連れてくる。ところが、聞いてみますと、案外引き受け手がないんだというふうなお話まで

も聞いておるわけでありますが、これもやはり問題があるから引き受け手が無いわけでありまして、そういう面で、英語教育の実用化というものを積極的に推進する施策が望ましいと私は思うのです。特にこれからの日本の青少年の世界に向かつて生きていく生き方というものを考えましたときに、高等学校を出れば日常英会話程度はできると、このレベルくらいまではぜひ持つていきたいと思います。もちろん、外国へ行きましてポルトガル語やスペイン語やあるいはフランス語やということがあるわけでありますが、何とないまでも英語ができておれば大体世界じゅうどこへ行っても何とか日常生活には不自由がないというところを、しばしば海外に行つてみて私は痛感するわけでありまして、やはり世界語と言われるのは英語が非常に普及度が高い。世界の七割は英語を使つていてというようなことを言われているわけでありまして、正確なことは知りませんが、そういう意味で、英語教育をどうしたら実用化させることができるだろうか、このことが私は非常に重要だと思ひます。

それから、今日、雇用不安あるいは産業構造の不安の中に置かれておるわけでありまして、そのことを考えましたときに、日本人の海外進出というものをもう一度見直してみることがあるのではなからうか。それは、かつての戦前、戦中のような侵略的な意図につながるの海外進出ではなくて、もっと平和的な、たとえば外国のおくれている国に出かけていって、そして日本の青年が持つていく技術を使って職場リーダーになつて、率先見本を示してその国の産業の発展のために尽くしていくとか、日本文化を紹介するとか、いろいろな面があるだろうと思ひます。そして年食つたらまた帰つてくる。嫁さんが欲しくなつたら日本へ帰つてきて嫁さんを探して、女房を連れて出かけていく。そういうふうな世界の中に日本人が平和的に進出していく、そして世界じゅうの人から愛される。日本人はこういう人間で、非常に文化も高いし、単なるエコノミクア

ニマルではなかったな、そういうふうな理解を得ることが必要ではないかと思ひますのでございます。

私は、昨年の八月でございましたが、本院から派遣されました、EC内外の六カ国の国々を回つてきたのであります。特に、どこへ行つても感じたこととございますが、英国へ行つて感じたこととでございます。私は聞いてみたのでございますが、あなたは日本を知つておりますか、こういうふうな聞いてみますと、四十五歳以上ぐらいの英国人は答えるのであります。知つていゝと言ひますから、じゃ一体日本というのはどういふ国であるかと聞きますと、日本はフジヤマの国である、こういうふうな答えるのであります。三十歳から下ぐらいの若い青少年を特に中心として聞いてみますと、日本を知つていゝかと言ひますと、確かに彼らは答へます。日本を知つていゝと、こう言うんです。どういふ国だと聞いてみますと、日本はソニーの国であり、ホンダの国であり、ナショナルの国である、こういう答へが返つてくるのでございます。日本がフジヤマの国であるということを知らないの、でございます。イギリスの教育制度を調べてみますと、英国には歴史の先生というのがあります。地理の先生が地理を教へながら歴史を教へていゝわけでありまして、そしてまず第一に教へていゝのが自分の国、英連邦、英国のこととあります。二番目に教へていゝのがECを中心としたヨーロッパのこととあります。三番目に教へていゝのがアメリカのこととあります。四番目に教へていゝのが近いアフリカのこととでございます。ようやく五番目になつて日本のこと、いやアジアのことを教へるわけでありまして、そのアジアのこととして教へていゝのは日本でも何でもなくて、実は英連邦の成員であるインドをもつてこれがアジアであるといふて教へておるわけでありまして、ですからいまの青年に聞いても日本がこういうふうな国であるといふことを知らないわけでございます。非常にそのことを痛感いたしました。

今日、アメリカの日本に対する感情、あるいは

EC諸国の日本に対する感情等を考えましたときに、偶然たるものが実はあるわけでございます。今日、日本が伸びていく方向といふものを考えたときに、このような壁をそのまゝほうつておいたのでは日本の生きていく道は恐らくないだろうといふふうな考へるわけでございます。そういう意味では、日本全体の国際社会に生きる生き方の姿勢といふ問題を根柢から変えていかなければならぬといふことを痛感して私は思ひました。その中におけるところの文教行政のあり方、特にその中で具体的に直接的にこういう方途に役に立つ方法として、この外国語教育の実情を打破することを一つの目標としながら、同時に日本に対する国際的な理解を、真の評価を得さしめる、そういう方向といふものを模索する何らかの政策があるはずだといふことを痛感いたしました。おる次第でございます。

それで、その後実際のなそういう動きがあるといふことを理解をして帰つてきたわけでありまして、が、英国の大使館でも言つておりましたけれども、非常に熱心に、百人ないし二百人ぐらいの英国の大学の新卒者を送り込むので、日本がこれを受けとめてくれないう話です。大使館には来ておる、あるいは外務省でどなたが熱心にこれをやつていゝといふふうな話を聞いてきたわけでございます。さらに最近の動きをずっと調べてみますと、私もこれは参加いたしておりますが、五十二年七月に提案され、また五十三年の一月でございまして、日英文化混合委員会でございますが、そこにおいて正式に提案をされ、論議をされおるわけでありまして、また、日英議員連盟というものが超党派でできておりますが、これが本年の二月八日に岸会長以下会合を持ちまして、その席では文部省の担当の方もお見えくださつて、いろいろ御意見があつてそう簡単にいく問題ではないといふことも承つております。

これは英語教師の長期派遣計画についてといふことで英国のウォルファース氏が、これは英国の

保守党のホワイトロー副党首秘書役ということになつております。実際は銀行家であるといふようなことも聞いておりますが、こういうふうな具体的な計画がございまして、これを実現したらどんなにいいだろうかと。そして一年ないし二年の滞日期間、そしてそれをどうして交代をさしていく。彼らが帰つたならば、そして再び英国の教壇に立つたときに、もう、日本はホンダの国でありソニーの国であるといふだけではない認識を持つて帰るはずであります。フジヤマの国であり、すばらしい人情、文化に恵まれた国であると、目を輝かせながら語るであらうといふふうな期待される施策であるわけでありまして、幾つかの障害はあらうと思ひわけでありまして、これをぜひ進めていきたらどうだろうか。私は具体的な動きに、さらにこの委員会におきまして積極的に応援をしていきたいといふ気持ちを持つてございまして。

少し長く申し上げてしまひましたけれども、基本的な考え方において大臣はどのような対応の仕方をしてくださるだろうか、御期待を申し上げながら御質問申し上げるわけでございます。

○砂田国務大臣 学校におきます外国語教育、英語教育は、中学校から大学まで相当長い間行われているわけでございますけれども、日本語と言語系統が違ふといふようなことから、なかなか十分な語学力を身につけていゝことの方が多い、御指摘のとおり、事実でございます。

いまお話のございました英国からの話のこと、いまの現状をお答えしておきたいと思ひますが、当初、英国の大学を卒業した青年百ないし百五十人を日本へ派遣して、日本の学校や企業等で英語教育に当たらしめる、日本における英語教育の充実と、また英国人の正しい日本認識を深める、こういう考え方から、経費の負担、受け入れ先のあつせん等について日本側の協力が求められたわけでございます。その後いろいろ協議をいたしました結果、当面数十名程度の受け入れに止りまして、可能な範囲で五十二年度から受け入れを開始する線努力することと相なりました。文部省とい

しましては、日英の友好親善、相互理解、このよ
うなことに資するとの観点から積極的に取り組む
ことにいたしました。現在、中学校、高等学校、
大学あるいは語学教育を主な目的といたします専
修学校に對しまして、受け入れ希望数を照会、調
査中でございます。この調査結果がまとまり次第、
英国側に適任者の推薦を求めまして、本年の十月
から受け入れが実現できるように関係者と協議を
進めてまいりたい、かように考えまして、ただい
ま調査中でございます。

○小島委員 この問題につきましていま非常に前
向きな、もう本年の十月から数十名を実施に移す
のだというふうな具体的な計画をお示しいただき
まして非常に意を強くいたしました次第でございま
すが、これはやっていく上でいろいろ問題が出てく
ると思うのです。やり方でもってまた実際中身
が非常に違ってくると思うのです。

そこで、実はこんなことでいろいろ資料を集め
ている間に、ある意味では驚くべき事実を私は一
つ発見をいたしました。それは、私の住んでおり
ます静岡県教育委員会から実はけさ私のところ
へ電話で資料が入りました。文部省の方に早速
申し上げておきましたので、当時の実情がどう
なっているかということをお調べをお願いいたし
てございまして、それは、戦前におきましてす
でにこういう制度を日本で取り上げておいたのは
ないか、そう思われる資料が入手できたのでござ
います。

それは外国人英語教師でございますが、実は大
正八年にすでにこの制度が始まっております。こ
の県内で言いますと静岡商業、ここでは給与月額二
十円、それから藤原中学、これはもちろん旧制で
ございまして、給与が月額五円でもって、教授嘱
託の身分で外人英語教師がおったのでございま
す。これを出発点といたしましてその後とんとん
ふえておりました。昭和六年までずっと続いてお
ります。いま申し上げました旧制静岡商業、藤原
中学に加えて、浜松一中、現在の浜松北高等
学校であります。沼津中学、これは現在の沼津東

高校。それから菰山中学、これは現在の菰山高等
学校であります。掛川中学、現在の掛西。富士中、
現在の富士高。下田にございまして豆陽中学、現在
の下田北高校であります。それから藤原中学、こ
れは現在の藤原高校でございます。こういった県
下の名門旧制中学が、一斉に外人英語教師を、月の
給与が二十五円ないし三十五円で雇い入れている
事実がございまして。そして昭和七年にそれらの中
学から外人教師の在職が一斉になくなっておりま
す。その理由については昔のことでございますが、
で定かではございませんが、当時の旧制中学の管
理というのは国が行っていたはずでございます。の
で、静岡県でこういうふうな県下の有力校に全部
外人教師が張りつけられておったという事実から
見ますと、恐らく全国的にその記録が残っている
のではないだろうか、あるいは国が指導助成の策
としてやっておったのではないか、そういうこと
が類推をされるわけでありまして。戦争が近づきま
して、昭和七年から昭和十五年までの間にはこれ
らの学校の先生は消えまして、ひとりで清水市立商
業学校にのみ外人教師が在職していた記録が残っ
ております。昭和十六年は開戦の年でございまし
て、それ以後は消えたわけでございます。まだ、
けさ資料を手に入れたばかりでございますので、文
部省の方ではお調べになっておらないと思いま
すが、何か思い当たる節がございませぬでしょうか。

○諸澤政府委員 ただいま御指摘のように、静岡
県で戦前、旧制中学校に教授嘱託という形で外人
の英語教師を頼んでおったということでございます
が、私どもがとりあえず東京都の場合等も聞いて
みましたけれども、同じように、当時の府立一
中から九中ぐらまでの中学校ではいずれも大正
のころから外人の教師を雇っておったという事実
があったようでございます。恐らく全国的に
そういうことを名門中学校等ではやっておったと
思うわけでございます。ただ、このやり方は、た
だいまも御指摘がありましたように非常勤の嘱託
というふうな形で静岡はやっておったわけであ
るが、東京も同じような形ではなからうかと思いま

して、そのもとになりますのは、学校とそれぞれ
の個人の教師との契約のようなことでやっておっ
たのではないかと考えてございまして、そう
いう雇用の仕方とあるいは雇用された者の身分
であるとか、その人に免許状が必要かどうかとい
うような点は、いずれも戦前の制度と今日では若
干異なっておりますので、そういう点を十分検討
しながら今後対処してまいりたい、かように思う
わけでございます。

○小島委員 東京でもあり、静岡でもあるという
ことで、おっしゃる通り恐らく全国的規
模で行われておったと思うのですが、考えてみま
すと、大正の年代から昭和の初期にかけては、こ
ういう施策が行われておったということは、ある
意味では本筋に私ども感慨無量でございます。こ
ろをされているのだといって毀られたような思いも
するわけでございまして、ぜひ前向きに取り組ん
でいこうじゃありませんか。

そこで、本年十月から数十名に限ってやってみ
たいということですが、具体的な内容、た
とえば往復の旅費はどうするのか、給与はどのぐ
らいにするのか、任用の資格の問題点等について
はどういうふうにするのか、いろいろあるうと思
うのですが、そういう点について、いまわかる程
度で結構でございますからお知らせ願いたいと思
います。

○井内政府委員 先ほど大臣からお答えしました
ように、現在希望調査を中学校、高等学校、それ
から公・私立の大学等について行っているござ
います。その際に、英国側とも相談して、一
応の資格として調査項目にも入れて調査している
事柄としましては、英語教師として受け入れる者
は教員にふさわしい能力と熱意を持っていた者でな
ければいかぬ、それから年齢につきましては三十歳
未満で、英国の大学の学部または修士課程を修了
してあること、これは後の住宅の問題であります
とかいろいろなこともございますし、いままでの
協議の経過からしまして一応未婚者で希望をと
る。それから外国語としての英語の教育について、

それぞれの担当する学校段階に應じた十分な能力
は持つておること、それから日本語について基礎
的な素養を持つておること、というようなことを
資格要件と一応いたしておるのでございます。

これに對します給与を一体どういうふうにして
いくかということでございまして、五十三年度、
初年度十月から受け入れようというところで調査中
でございますけれども、先ほど小島先生からも御
指摘がございましたアメリカの方から約十名ない
し十五名の英語教師を、これは文部省の方で若干
の経費も補助しながらやっております制度でござい
ますけれども、その相関もございまして、往復の
旅費、給与につきましてはおおむね年額三百万を
めどに、アメリカから呼んでおられます者との均衡
もございまして、そういう条件でただいま希望
調査をいたしておる、かように御理解願いたいと
存じます。

○小島委員 資格の問題は、日本の法律との関係
はどういうふうな処理をされますか。

○井内政府委員 特にこういう外国人の教師を
受け入れられる場合の問題点として幾つかの問題が
予想されるわけですね。その際、いま先生御指摘の
ように、今回も中学校、高等学校、大学、それか
ら外国語教育をもつて行う専修学校、一応広い
範囲で希望調査はとっておりますわけですが、特に中
学校、高等学校につきましては、わが国の教員免
許状の問題をどうするかといった問題がどうして
も一つあるであらう。それから多くの場合、日本
語、日本事情に関する基礎的な知識の豊富な者は
実際問題としては得にくいだろう。さらに生活習
慣等の相違もございまして、そういう点点を考
えますと、生徒指導上、教育上の配慮であります
とか宿舍のことであるとか、受け入れ側の教育上
あるいは実務上の配慮を相当しなければならぬの
ではないか。そこをどう的確にやりますかと
この事業が安定して成長するということが困難で
はないであらうか。それから、先ほど申しました
今回の五十三年度の措置につきましては、受け入
れる者が給与とか旅費とかも負担するということ

でございまして、経済面での受け入れ側の負担が相当に大きい、こういった点が特に問題じゃないか。ただ、私どもとしましては、これらの問題は打開不可能な問題ではないだろう、個別に実情に応じた措置を講ずることも可能であると考えておりますし、今後受け入れを進めていく過程で経験も積み、時間もかけながらこれらの問題点の解決を図ってまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○小島委員 私の聞き違いだったらごめん下さい。本年十月からとりあえず数十名を希望調査をやって呼んでみようというの、予算的な面ではどういうふうになっておりますか。

○井内政府委員 この問題につきましては具体的な予算措置は、五十三年度は講ぜられていないわけでございます。したがって、それぞれ中・高・大学あるいは専修学校等、国・公・私立を含めまして、五十三年度はとにかくそれぞれ呼ぶ者の負担においてやれるところからやってみよう、こなせるだけこなしてみようという体制でございます。

○小島委員 さっきはぬか喜びだったようです。受け入れ側が全部負担をするというわけですか。そうすると、たとえば県立何々高校ということになりますと、その県の教育委員会の予算でやるのでしょうか。公立のものについてはどこからお金が出るのでしょうか、旅費や給与は。

○井内政府委員 本年度の問題といたしましては、ただいま先生申されましたように、それぞれの受け入れる学校の設置者が負担をするということでございます。

○小島委員 設置者といいますが、県立なら県、市立なら市、私立ならその学校法人、こういうことになるわけですね。

○井内政府委員 はい。

○小島委員 いま希望ほどの程度来ていますか。それだと余り多くはならぬと思うのですけれども。

○井内政府委員 大体四月末を目途にいま調査を

お願いしておるわけですが、ただいまのところ受け入れの希望は余り多くは来ていないというのが正直な実情でございます。

○小島委員 やはり予算的な面を伴わない施策というのは効果を発揮しないと思うのです。まあ、呼んでやるからひとつあなたのところで一切費用は持ちなさいと言いつつ、恐らくどこかの県知事さんでも、県立高校に英語の先生を置こうとか、あるいは、市町村立が多いわけですが、中学校に英語の先生を引っ張ってこようというのは相当の無理が伴いますので、国がめんどろを見てくれるんならやるんだけれどもということになりかねないと思うわけでありまして、これをやってみようという前向きな姿勢は大いに評価されるわけでありまして、積極的なところまではまだいいってないと思うわけでありまして、より積極的な予算措置を伴った施策としてお考えをお願いしたいというふうな思いでございますが、来年はひとつ予算化してみようという、その辺のところまでは来ているのでしょうか。

○井内政府委員 最初に先生からも御指摘がございましたように、昨年の七月末に非公式な打診が在英のわが国の加藤大使のところにあつて、本年一月に英連合王国で開かれた日英文化混合委員会取り上げられて、それから具体的な話が出てきておるものですから、五十三年度の問題といたしましては、当面十月からの受け入れを実現すべく、いま受け入れ希望状況を調査中であるということでございます。

その調査結果の集計を待ちまして、英国での募集、選考を実施する。それでただいまお尋ねの、昭和五十四年度以降の問題については、それでは現在どう考えておるかという問題につきましては、いま実施しております調査結果でありますとか、あるいはイギリスにおける具体的応募状況等、本年度の状況も勘案しながら、英連合王国との協議の上具体的な措置を検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○小島委員 施策としてもう一步予算化を進めて、全国的なレベルで進めていくということがや

はり必要ではないかと思うのでして、ことしの十月に無理やり連れてくるということは、まあ無理やりでもないでしようけれども、やはり相当慎重を要するのではないかとというような気もするので

英国の大学の卒業の時期というのはいつでしようか。

○井内政府委員 大体六月でございます。

○小島委員 六月でございますと、本年度の卒業生というのはもう大半は就職が決まっているんじゃないかと思うのです。残った人が、就職口がないから、あふれるよりもひとつ日本へ行つてこようかというふうな気持で来られても実は困るわけでありまして、それだけの実力を持つた、資質を持った人に来てもらいたいと思うのです。そういう面で御心配はありませんか

○井内政府委員 五十三年度の問題としましては、ただいま申しましたように、時期的な問題も十月ということでございます。この制度、この仕事を具体化するに当たりまして、いま御指摘のように具体的な選考をどこまで慎重に有効にやるかという問題、これは在英の大使館中心の仕事になるかと存じますけれども、その辺を慎重にやってみなければならぬ。五十三年度につきましては、やはりその質の問題を本当に考えてまいらなければならぬだろう、かように考えております。

○小島委員 その点は特に御考慮を煩わしいと思うのでございます。

それで、明年の実施でございますけれども、これは相当綿密な、要項から何から整備した上で当然おやりになられると思うのでございますが、どこかの県の教育委員会に付属させて希望のところをぐるぐる回すというふうなことをやるのか、どこかの中学、高校へ張りつけてやるのか、その辺のことはお考えになっておるのでしょうか。私は、私なりの考え方を申し上げてみますと、都会よりむしろ田舎へ張りつけるべきだろう。百五十人來

てみても、一都道府県当たり三人程度だろうと思うのです。そうしますと、わが県で言えば東、中、西、広い地域の中に一人ということになるわけでありまして、これをどういふふうな有効に活用するかという点は十分考えられなければならぬと思うのです。その辺の工夫なんというのはすでに何かお考えになっておるのでしょうか。

○諸澤政府委員 先ほどお話がございましたように、現在アメリカから十五人ほど外人教師をお願いしておるわけですが、一つの問題点は、免許状を持たなければ単独で教壇に立てないという現在の免許法の制度がございまして、そのことから、現在は教育委員会の英語担当の指導主事の助手という形で、その指導主事等の教師に対する英語の実践的な指導と、それから学校へ参りました場合は、学校の英語の教師のいわばアシスタントのような形で指導をする。ただ、学校の教育活動でもクラブ活動などになりますと、これは免許法の関係が直接作用しませんものから、そこで日常会話の教育をするというふうなことをやってみよう、いまの免許制度の規定の範囲内で活動をしていただいているという現状でございます。

そして、先ほど学術局長からお話ございましたように、そういう外人につきましても、免許制度上は、外国の免許状を持って人とか、外国の学校を出た人も、検定によって日本の免許状を与えることができることになっておりますので、いまのそうした外人教師の質の問題とも関連して、将来の課題としては、やはり免許状を取っていただくとにかく直接教壇に立つていただく道を考えないと、実効を大いに期待できるようなわけではございません、その辺のところはもう少し検討をさせていただきたい、かように私は思っているわけでございます。

○小島委員 そこで、免許状の問題と関連しまして、将来は免許状を取ってやれるようにするということ、日本の公務員法あるいは教育公務員法とか、そういう関連の法を全部改正して、これは

大学まで含まれますが、大学で言えば教授として、あるいは中・高で言いますと教諭ですか、そういう正式の資格で教壇に立てるようにすることを考えておられるのか。その国籍の問題はどういうふうになるのでしょうか。

○諸澤政府委員 いま私が申し上げましたのは教師としての免許資格の問題でございまして、もう一つ、公立学校の教師であれば地方公務員としての身分の問題があるわけでございまして。その場合に、中・高等学校であれば、教諭にするか助教諭にするか非常勤講師にするかという問題があるわけでございしますが、現在の公務員法の法制上の解釈としては、公立学校の教諭に外国人がなれるかどうかという点は一つの問題点でございまして、その側から言えば、まあ助教諭にすることは差し支えないだろう、同じような意味で非常勤講師にすることも差し支えないのではないかと、いうふうに考えるわけでございしますが、いまおっしゃったように教諭にでもするかという点につきましては、法令の解釈の問題となるのか、あるいは新たな立法の問題となるのかということも含めて、今後さらに検討しなければいけない課題であらうと思っております。

○小島委員 大学局長、大学の方ではどんな姿勢でおられますでしょうか。

○佐野政府委員 国立の大学の場合には、現在外国人教師、講師という制度がございまして。これは国家公務員法の規定に基づきまして、個人的基礎においてなされる勤務の契約によって勤務をしていただいているものでございまして。外国語を担当しております外国人の教師、講師は、五十二年度におきまして教師が百九十五名、講師が三百十八名というように数に上っておりますが、これを拡大していく。またその中で、先ほど御指摘のございました英国からの先生の受け入れということも対応できるわけでございまして。それとは別途に、日本人の場合と同じように大学の教授等の職につけるようにならうかという問題がございまして。これはいろいろ問題の御提起をいた

だいていられるところでもございまして、またいろいろな形で御検討も進んでおりますので、私たちもその点については十分慎重に検討したいと思っております。

○小島委員 よくわかりました。ひとつよろしくお願いいたします。

それから、外務省お見えになっておりますね。この教員派遣の問題について、英国側の姿勢はどんなものでしょうか。

○岡説明員 この提案は、イギリスの民間人から当初出てまいったものでございしますが、英国政府といたしましては、これは対日認識を深めさせるという面から好ましいという認識がございまして、当然のことながら、先ほどからこちらで指摘のございます日本人の英語教育の強化という意義もございまして、日英相互理解の増進の見地からもこの計画がぜひ実現するようにということで、協力の姿勢を見せておるということでございます。

○小島委員 この問題、まさに機は熟したような気がするわけでございまして、あとはどういうふうな具体的に推進をしていくかということが問題だろうと思っております。さつき、つい長々やっておりますけれども、これから日本の進路を切り開いていく、そういう大きな時代的な使命というものもあるわけでございまして、どうぞ文部省当局、外務省、それぞれ御努力いただきまして、この実現を目指していただきたというふうにお願ひ申し上げたいと思っております。

きょうは、愛情弁当を中心とした学校給食の中における米飯導入をより積極化してまいりたい、それから国際化社会に生きる日本の教育の中で英語教育の実用化を特に進めていきたい、この二点に絞って私は質問をいたしたわけでございまして。私の思っている以上に大変積極的な姿勢でやっておられるということに對しまして本當に心から敬意を表しながら、どうぞひとつますますの御精進をお願い申し上げます。

だ若干時間が余っておりますが、大変気持ちのいい回答を得られましたので、これで私の質問を終わります。

○菅波委員長 小川仁一君。

○小川(仁)委員 早速質問をさせていただきます。

大臣や事務局の方で私たちの質問に御答弁がございまして、検討をするとか、考えておくとか、こういうお話がございまして。巷間言われるところのいわゆる大臣答弁というのではなからうかと思いますが、私、具体的に議事録を検討してみますから、検討するとか、よく検討する、前向きに検討する、検討にもいろいろございまして。それから、考えてみるというの、考えてみるとか、いろいろ微妙なニュアンスの違いがあります。それを見ながら、先日、西岡さんの、前政務次官としての御経験からの質問かなという感じをしたのは、いとお話になるか、いつから始めるか、こういうお話がある。はあと思いがながら、実は私も前の質問にかかわってお答えをいたしたいわけですが、いわゆる検討とか考えるとか、また私の方ではやはりどの程度、どんなふうに対処しておられるのか、まずここからお聞きしたいと思っております。

○砂田國務大臣 それはいろいろであらうと思うのです。調査をしたり、検討したり、実行可能なものはすでに実行をしているものもございまして、いまなお検討、調査中のものもございまして。いろいろであらうと思っております。

○小川(仁)委員 お聞き逃しをしておられるというところではないわけでございましてね。

○砂田國務大臣 国会答弁でございまして、また大臣は国会議員でもございまして、いいかげんに扱っているようなことだけは絶対にございせん。

○小川(仁)委員 そういう前提を聞いておかないと素人はなかなか御質問申し上げるのに困りますので……。

私が具体的に前の国会でいろいろお願いをした

りお答えをいただいたうちの三つを、きょうはひとつその後どのように御検討が進んでいるのか、あるいはお考えをお願ひしたのか、あるいは御調査を願ったのかという点で質問させていただきます。

一つは、再三問題にいたします中学校を中心にした無免許教員の免許外担任の問題でございまして。もう一つは、これは意見として申し上げたと思いますが、いわゆる文部省の職員が余りにも小・中校の具体的な現場を知らな過ぎるという課題がございましたので、この職員をほか他の省庁みたくに学校からスタートさせる方法がないかというところ、三つ目は、調査をお願いしていただいた戦前の教科書の「国歌」から「君が代」というふうに修身の教科書の題が変わった点、これらについてお伺いをしてみたいと思っております。

最初に、免許外担任の問題について御質問申し上げますが、これは大臣の引き継ぎ事項みたいな余り重要な問題ではないかもしれませんが、いままでの大臣の御答弁の中で、今日ほど教員の資質の向上、研修について盛り上がった時代はなかった、こういうお話でございまして。しかし、お話を聞いてみますと、その中では、比較的恵まれた場所にある者の研修については大変お力を入れていられるようではございますが、恵まれない立場、苦勞している立場の研修についてのお話はございせんでした。大臣、あるいは御存じないかもしれませんが、きょう、調査したのを持ってまいりませんけれども、たとえばこの四月に小さな学校の教員に行きました英語の教師が美術を持たされて悪戦苦闘している、あるいは小さな学校に行ったら体育の教師が国語を持たされて悪戦苦闘しているのは、全国的な去年の調査ですと七教科ぐらいついていられるという状況もあるわけですね。こういう非常にきつい立場にいる人たちのことについて昨年度から御検討願っておりますわけですが、本年度においてどのような調査をなされ、本年度において具体的な対策を立てられたかという

点であります。一つは、恵まれない条件にある教師の研修に対してどういう基本的な考え方をもちにしているかという大臣の答弁と、あとの部分は局長から結構でございます。

○砂田国務大臣 免許外教科の担任教員の研修については、いま小川委員が表現なさいました恵まれないと申しますか、しかし、恵まれないとか恵まれているとかいうことではなくて、やはり免許外教科の担任教師の研修は、その指導力の向上を図るためにはその奨励をもっと図っていくかなければならない、かように私も基本的に考えるわけでございます。昨年、小川委員の御質問に対して私の前任者が検討をお答えいたしました。その後、五十二年度におきまして、都道府県教育研究団体が免許外教科担任教員に対して行います研修に對しまして国が助成を行いました。具体的な場所はまた初中局長がお答えいたしますけれども、初めての試みとしてやっただけでございます。五十三年度におきましても当然都道府県教育委員会等の意向を徴しつつこの充実をさらに進めてまいらなければならぬ、かように考えているものでございます。

○諸澤政府委員 御指摘の点につきましては、昨年の三月であつたかと思いますが、先生から御指摘ございまして、その後、五十二年度におきましては岩手県と茨城県について僻地の免許外教科担任教員の研修を実施するというにいたしました。それからその県に對しまして国からの助成と、それから研究団体及び県の負担の持ち寄りで計画を行ったところでございます。そこで五十三年度につきましても、いま各県からそういった免許外担任教員の研修事業の実施計画希望の有無等とおおるところでございまして、その結果をまとめてまして、五十二年度と同様、各県の研究団体に対する助成という形でこれを奨励してまいりたいと思つてございます。

一方、この免許外担任教科教員がどのくらいあるかということの実態把握でございますが、これは一般的には免許教科外担任許可件数という形で、要するに免許外教科の教育を担当すること

許可した数で調べておるわけでございます。この数は、昭和五十一年度において四万七千八百二十件となつておりますが、この数は昭和四十三年度の五万八千六百九十四件に比しますと一万強の減少になつておるわけでございます。この問題はもちろん基本的に小規模学校の教員配置の問題に關連するわけでございまして、御承知のように、五十三年度までの五カ年計画による教員定数改善計画が本年度をもって完了したわけでありますが、現在の姿としては、三年度の中学校におきまして教員の配置数は校長を含めて八名となり、四年度で八・三名、五年度で九・三名、こういう数になりますので、もちろんそれぞれの教科の担当時間数等が異なりますから必ずしも画一的に各教科一名ずつというわけにはまいりませんけれども、われわれの今後の努力としては、できるだけ教員の担当教科別の適正配置ということを指導してまいることによつて、もう一面からこの僻地教員の免許外担任教科の問題を改善してまいりたい、かように考えるわけでございます。

○小川(一)委員 そうすると、本年度、定数の問題で、一つは五カ年計画満杯になりましたので、ある程度の定数がふえたことはわかりますが、しかし、実際問題としては、人事異動というのは教科によつて人事異動できる状態にまだないというわけですから、依然として残つておるわけでございまして。

それで将来、そうしますと考え方の中に、三年度の中学校でも、校長を含めて結構ですが、九教科の教員を置けるという状況まで、違つた言い方をすると九名までは置くというお考えがあるのですか。

○諸澤政府委員 これは御承知のように、法律を改正して計画を立てませんとつきりできないわけでございますが、私はやはり、この次の改善計画の一つのポイントはこういう小規模学校の教員配置を改善していくことではなからうかというふううに認識しているわけでございます。

○小川(一)委員 それでは次の定数問題のところに移りますが、本年の研修計画これはあなたおっしゃつたように研究団体とおっしゃつておりますが、この研修は職務命令による研修にはなじまないものだ、こうお考えでしょうか。

○諸澤政府委員 私はこの研修は、教育委員会側としては、教科外担任の先生をお願いするわけですから、ぜひそういう担任外の教科について能力をつけていただきたいという希望を持ち、一方講習を受ける先生方は、そういう機会にぜひ自分のそういう面での能力を伸ばしたいという御希望を持つておられると思いますので、その両者の希望が合致したところで、これを職務命令として研修していただくという形をとることは妥當な措置だといふふうに考えるわけでございます。

○小川(一)委員 それで、やはり去年研修費を出した若手の問題になつたわけでありますが、これは免許状を持つていない教員です。しかも、そのもと免許状はというところ、研修を受ける人の免許状は体育から英語から数学から理科までみんなあるわけでありまして、そしてまたその人の入つてきた学歴その他いろいろ違うわけでありまして、これを、たとえば英語なら英語の研修をやらせるといふことで集める、あるいは体育をやらせるといふことで集める、こう言ひましても、もともと違うし、その次、この人が来年転任をして大きな学校に行きますと今度は免許外担任の必要がなくなる人たかなわけですね。したがつて、その学校にいる間だけはその教科を持たされる、あるいはその学校におつても教員の構成が違つて違う教科を持たされる、こういう形の人はたかなわけでありまして、しかも、本人がお断りを申し上げればお断りすることができ、臨時免許状の性格でもあります。ですから、職務命令による研修という形は本質的にとるべきでない、こう考えるのですが、あなたの考えと違ひますけれども、もう一度。

そしてまた、職務命令による研修をやらせようとしても、九教科全部やらなければならぬでしょう。しかもスタートがいろいろ違う人、中には、英語をやらされても英語は最も不得意で体育なら得意だといふ数学の先生もあるかもしれない。こういう状態の中で、一体どういう水準を要求し、どういう基礎から始めるかといふことになる、研修自体も一定の水準をとることが不可能になる。こういう状態で教育委員会や何かが集めて一定のところにおち込んだら効果が上がらないと私は考えるのですが、そういう意味を含めてさつきのお答えをさらに補充していただきたいと思ひます。

○諸澤政府委員 初めに、そういう人は基礎になる免許状を持つておつて、教科外担任の教科について臨時免許状をもらつたというお話でございます。したがつて、この臨時免許状を自分で申請してもらつたというのと、免許状は要らないので、一定の期限を限つてその間は免許状にある教科以外の教科の教授を担当できる許可をもらつたというのとは、制度上二つ別になつておるわけでございまして、私は、こういう場合はわざわざお金を払つて臨時免許状を出願しないといふことは適當でない、やはり許可でいくべきではないか。現実にはまた臨時免許状をもらつておるというケースはほとんどないのではないかと思つておるわけであります。そして一方、そういう教科担任をさせるといふことは、当該学校の教員構成の必要から、いわば職務命令としてあなたはおやつてくださいといふことになるわけであります。その前提として許可を受けてくれ、こういうことになるわけでございます。

そこで、その具体的研修の内容は、おっしゃるようによつてきつめてさまざまでありましてけれども、そのよつて来るところは、いま申しましたように学校の教育活動の必要とそれにこたえる先生の意欲といふことでありますから、私はこれはやはり職務命令として研修していただくということになじむ課題ではないかといふふうに思つておるわけでございます。

○小川(一)委員 話が職務命令の方に行つてしまつたので、そこを念を押しますが、免許状を持つていない者に、たとえば音楽の教師なんとい

うのは中学校では非常に時間が少ないわけですね、それに職務命令で英語をやれと言えてのですか。それはどういう法的根拠で免許状を持っていない者に職務命令でそれをやらせることができるのか。

○諸澤政府委員 私が申し上げましたのはもとより、制度運営を法的に言えば職務命令ということになるのではないかといいようございまして、というのは、やはり学校でありますから各教科全部教授しなければならぬ、この場合、特定の教科について免許状を持っておる先生がいなくて、という場合には、それはそれでいいわけに音楽なら音楽の教育をしないというわけにはいかぬわけですから、やはり学校運営の責任者である校長はだれか教員のうちにお願いを、あなたひとつ許可をもらって担任してくれと言わざるを得ないわけでございます。それを法的にとらえれば職務命令だということに私は申し上げたのであります。

○小川(七)委員 いま現実にそういうことを拒否して授業しない学校は一つも存在しません。そして私の県で言えば、みんなが時間数を合わせながら、自分が何とかやれる教科を話し合つて決めておる。許可申請は本人が許可申請するのですから、そういう納得の上で許可を申請しておるわけです。職務命令でやるのだという考え方には、いままでの体制は全部がらりと変わつてしまふに法律的に職務命令を出せるという問題と、免許状を持つ者が授業をするという原則とのかかりの中で、本人が許可申請を出さないときは、あなたの解釈から言うと職務命令違反ですか。

○諸澤政府委員 おっしゃる通りに、現実には教科外担任で特定の教科を教えないなどという学校はないというの、やはり事実上、学校の教師あるいは校長との間でよく話し合ひをした上でやっておられるからそうなのでございまして、その実態をとらえて先生はおっしゃったわけだと思ひますが、私はそれでもちろんよろしいのであつて、

またそうなければならぬというふうにかえるわけですが、制度としては、先ほど申し上げたような解釈をすれば職務命令ということになるのではないかといいようを申し上げただけであります。

○小川(七)委員 これは大臣もお考え願ひたいと思います。日教組と文部省はかなりやり合つていますけれども、子供の教育の中に穴をあけておるという状態はありません。しかもこれは、いままでの私たちの受け取つた慣習の中では、教育をする教師の責任で子供の時間に穴をあけてはいかぬ、自分が不得意でも何とか全力を尽くしてやろう、こういう教師の一つの情熱のあらわれだといふかっこうでこれを理解し、把握し、そして教育をやつてきたつもりなんです。ところが、これが職務命令だということになり、しかも全然不得意な教科を職務命令というかっこうで研修に呼び出される、こういうかっこうになりますと、私たちは許可申請をしなくなるだらうと思ふのです。たまたまものじゃないです。その学校に一年行つたばかりに、全然やつたことのない教科を持たされるは、職務命令で言いつけられて、そして職務命令で研修に引き出されるという状況が出てくれば、これは非常に教育上大きなマイナスになる。私が聞いたのは、お断りしたら職務命令違反になりますか、許可申請をしなかつたら、私にはどうして中学校三年生の音楽、ピアノも弾けません、こういう教師があつたとしても、その学校のなかでは、子供の時間にあきをつくれないうえに、がんばつて何とか苦勞しているのです。それを職務命令だと言つたら、絶対にできませんと言つてお断りして、その人が自分の教科以外の教科を教えることを拒否したからといって職務命令違反になりますかというところもあつて聞いています。ですから、あなたの方の考え方の中でどこが重点でいくのか。このごろ校長先生方に、文部省のお役人さんたちが行つて盛んに法律とか、ことを教えておられる、管理規則とか管理とか、将来、こういう体制の中にこれを入れていくとすれば、免許法上の関係で、一体どういふ職務命令

が出せる状況があり、同時に、それを拒否した場合に職務命令違反になつていくのかということ、もう少し明らかにしていただきたい。

前段は、一つの教師、教育というものの置かれた現実の中で、運営の中でどう対処するかという基本的な考え方です。それから将来の課題として、研修が盛んになつてくる、職務命令の研修が出てくる、こうなれば必ず争ひが起きてくるという、去年の実例の中から私は質問をしているのですから、その辺、はっきりしていただきたい。

○諸澤政府委員 校長さんとしてどの先生に教科外担当をお願いするかという場合に、その判断というのは私は非常に大事だと思ひます。御指摘のように、全然音楽のできない先生に、君やれと言ふことはきつめて非常識だと思ひます。ですからやはり、どういふ方を選んでお願ひするかという、そこが実際の運営としては大切ではないかと思ひます。

そしてなお、その職務命令で命令を出して研修にいらつしやいというところは、先生の御指摘のようない御意見もあるわけですが、今度は実際に研修の会場へ御本人が出かけるときに旅費はどうするかというところになれば、これは職務命令で出張を命ずるから旅費が出るわけでございます。そういうことを考えました場合に、本人の研修に対する意欲と教育委員会あるいは学校側の資質を向上していただきたいという希望とが合致したという研修をするためには、職務命令という形はとりまされども、やはり関係者が皆それに積極的に参加していただくことが望ましいといふふうに考えるわけでございます。

○小川(七)委員 大臣、基本的には……。

○砂田国務大臣 先ほど小川委員が、こういう場で拒否しているような例は一つもない、こうおっしゃつたわけでありまされども、私は本心にさうあつてほしいと思ふのです。それで、命令違反だとか、命令にそのまゝ従わなければならぬとか、そういうごくごくした問題としてこの問題を教育委員会でも考えてはほしくないという気持ち

がいたします。ピアノも弾けない先生に音楽のための研修を無理強いする、何かそういう特別の例のことをいま例示的にお挙げになつたのですが、そういうことを好ましいことだとは決して思ひませんし、やはり校長と教員とがよく話し合つて、合意に達して研修に行つておられますから拒否をされているような例が一つもないのだと思ふのです。やはりそういうことが一番好ましいことであつて、無理強いするとか命令で無理にやらせるとか、そういうことでは問題が違ふと私は思ふのです。初中小局長もお答えをいたしましたけれども、次の定数改善のときのこれは大事な重要な柱の一つでございまして、だんだんこういうことのないように努力をしていくわけでございますが、現にいまはそういう状態があるわけですね。ですからそれについての研修機会というものをこの五十三年度もふやしていくことに努力をいたしておりますし、その中身については、いま申し上げたやうなそんなごくごくしたものでなく、研修が滞りなく、先生方の意欲と相まって充実にまゐりたい、かように考えるものでございまして。

○小川(七)委員 大臣の運営方針はわかりましたが、職務命令問題については、きょうは時間がありませんから後でやることにして、私の意見だけを申し上げておきます。

免許状を持っていない者に免許外の担任をしろという論理は、これは他の免許状との見合ひから言つたら無理であります。免許状を持っていない自動車運転手は、運転しましたら処罰されます。これは免許状というものが持つ一つの責任、行政の責任だと思ひます。同じように教員の免許状でも、これを教えてよろしいという一つの単位、資格を持つて初めて教えられるのであつて、免許状を持っていない者に教えると言ふことについては、その職務命令を出した校長なり行政というものは子供について全然責任を感じていないといふことになりまふ、おまへたちはそんなものでもないのだ、こういう状態だということになりますから、職務命令問題については、本質的な討論は後

に回します。

それで、実際問題としてそういう人たちがどんな苦勞をして、どんなふうにお金をかけてやっているかというのを私なりに調査してみました。大部分の人たちは小さな奥地の学校にいますから、自分の学校にその免許状を持っておる人がいないから自分がやらされているわけですから、近くの学校の先輩とかなんかへ行つて勉強させてもらつております。新学期早々。こういう旅費、それから必要な雑誌、辞書、図書というものを懸命に購入しております。こういう費用が大変かかっております。それから特に実技を必要とする科目を受け持たされた人は、体育で言えば体育着ということになるでしょう。私の調査したものの中では、学校で、生徒の前で余り惨めなかつた中でピアノを練習したくないというので、自宅にピアノを買つたという先生がありました。それを別に文部省にも要求してありませんし、県教育委員会にも要求してありません。それからアコーディオンを買つたという人もありました。国語の先生で美術を持たされた人は美術全集を全部買つた。非常にお金がかかつているわけなんです。実はこういうものをいままで要求として出したこともないし、みんながまんしております。日教組も多分要求として出してないと思うのです。私もここでどうしろというふうな要求を出すつもりはありませんが、こういうものについてお考えくださいませう。

○諸澤政府委員 教師の仕事からしまして、先般来からも議論がございますように、絶えず研修をする、研修をするためにはそれに必要ないろいろな経費が要る、そうなるわけでございますが、特に御指摘のように免許外教科担任というようになるとになれば勉強の範囲も広がり、経費もかかるというのには御指摘のとおりだろうと思うのでございます。そういうことを考えながら先生の処遇全体という見地からこれまで改善をしてきたわけでございますから、そういう個々の経費の問題というよりは、やはり私は、教師の処遇の改善という見

地からそういう問題も含めて今後検討して、さらに努力をしていくべき課題ではないかというふう

に思うわけでございます。

○小川(仁)委員 これは特殊勤務手当になじみません。

○諸澤政府委員 特殊勤務手当というのは、その勤務自身の特殊性、たとえば多学年を一つの学級に編制した場合の教育活動とか教育実習を指導する活動とか、そういう活動をしたその勤務時間に応じた手当を出すというのが教育活動の場合には一つの形でございますので、いまおっしゃつた免許教科外ということでの活動自身をそういうふう

に評価できるかどうかという点はひとつ検討していただきたいと思ひます。(検討か、いつまで)

と呼ぶ者あり)

○小川(仁)委員 ここで西岡さんなら、いつまでと、こう御質問するところでございますが、ではいづれ検討していただきます。ただ、本当に大変な金がかかっているのです。皆さん、僻地の学校へ行つて一番得意な学科を持たされたときどうするかということとを自分で考えてみていただければわかると思うのです。主任手当の例を出してやみを言うつもりはありませんけれども、特殊勤務手当、主任手当、いろいろ手当が出ています。私は、手当てでやればいいのかどうかということについてはいろいろな考え方があると思ひます。しかし、少なくとも不得意な学科をやらされるということは大変な精神的な負担がかかります。そのほかに、実際に子供の前で幾らかでも能力を上げてやろうと思えばお金がかかります。この点は、あるいは研修費かもしれないし、何かの形でとにかく考えてやっていたらどうかということがあります。と思うので、また来年、もっともここで質問できるかどうかかわかりませんがそれとは別として、ひとつぜひ御検討願ひたいところであります。

同時に、もう一つお伺ひしたいことは、いつごろ、どういふ勉強をしているかという調査をしてみたわけでありませう。たとえば免許外担任をやらされた人が、いつの時期に、どういふ形で、自分

がその教科を教えるための勉強をしているかというのを調査をいたしてみました。そうすると、これは、担任が発表になって、どうしたいかわからないで二、三日は頭を抱え込むようであります。中学校の二年、三年となると各教科ともかなり水準が高いわけでありませうから、体育の先生が急に数学などを持たされますとずいぶん心理的にまいるようであります。そして二、三日たつて、そちこち毎晩のように、あるいは夕方から、近くの大きな学校の先生のところに行く、あるいは知っている指導主事のところに行く。指導主事のところへ行つたつてこれは先生の先生じゃないと役に立たないわけです。あるいは若い人ですと自分の終つた学校の人のところへ行く。こういうふう

に自分で歩いていく日数が約一カ月あるようであります。期間で見ますと。一カ月過ぎますと、あきらめも出てくるかもしれませんし、あるいは時間的余裕も、もう五月になつてくると体育行事なんかあるので動けなくなるという状態もあつたり、多忙さもあつたりしてなかなか行けない。こういうことを考えますと、この人たちの研修は、さつきお話がありましたのは新学期早々やるべきではないか。その学校へ行つて急に免許外を言われた人が勉強する方法というものは新学期早々、その生徒の担任に入る前にやれるという状況を

をつくり出していくべきじゃないかということが第一の点。

それから、そうは言つても、九教科、水準の違う教師に対しての研修というのは非常にむずかしいと思ひます。実際に画一的な研修をしても意味がありません。そういうことになりましたと、その人が自分で知っている人のところに勉強に行く、あるいは話し合ひに行つて教えられる、その教科のこういう重要なポイントだけは外すなよというようにことを教えられる、こういう状態をつくり出す機会、これに対する、はつきり言つたら旅費ですね、最低一週間分なら一週間分の旅費というものを

を出してやる、こういう形で研修の機会と費用をお出しになる考え方はありませんか。こ

れも本年とは言いませんから、これは大臣の方からひとつ、これに対してどう考えたらいいか。

○砂田国務大臣 研修の時期でありますとか、いま先生のお話しの点、私は重要な問題だと思ひます。また質問できるかどうかかわからないとおつしやいましたが、私もお答えできるかどうかかわかりませうけれども、やはり大事な検討課題だと考えますから検討させていただきます。

○小川(仁)委員 検討に大事がつきましたので、非常に大事にしたいだくものと思ひます。

それで、この際、そういうことについてちょっとだけ意見を申し上げてみたいと思ひます。

本当に困つてゐるのは異質の教科なんです。高校を終つてゐるじゃないか、大学を終つてゐるじゃないか、こう言われませう。さつきもお話がありました。確かに英語なんかは大学まであります。しかし、実際実技系統のものになるといふんです。英文学部を終わつてきた英語の先生に体育をやらせる。中学校の体育は大変ですよ、これは。ある意味では生来能力さえも必要になる体育とか音楽とか美術といったようなもの、大変なことになりますので、基本からやらなければならぬ人もある。あるいは高校で美術クラブに属しておつたという、クラブ活動をしなから違つた教科をもらつてゐる人もある。そこで第一は、差があるので画一的研修は無理だということです。第二の点は、新学期といつても授業がスタートするということになると、その人の授業が一、二日なくなるといふことがあつたとしても、発令になつて少なくとも四月上旬には、四、五日ごろまでは学校に行きますから、その間学校ではだれ先生が何という担任教科をある程度決めております。そうなりますとそこに三日、四日ぐらゐの時間的余裕があるのです。この期間を有効に使つていただきたい。三つ目は、その人が自分で免許状を持てない、水準の低さによつては恥づかしいというふうな気持ちも率直にあるでしょう。君が音楽を教えるのか、あはは、と言われないうちも限らないわけですからね。そうなりますとやはり

知っている人に行かなければならない。自分の精神的な劣等感みたいなものを理解してくれる人でないと本気になって研修ができない、こういう面があると思うのです。したがって、どうしても研修対象者、研修箇所を本人の希望によってやるべきだ。こういう三つの意見を申し上げて、一応この問題を終わらしていただきます。

そうしますと、研修の問題、それから旅費の問題は重大な検討事項として次までをお願いしたいと思っています。

それからことしの分についてですが、研究団体にお金を出しておられると言いますけれども、研究団体というのは必ずしもこれだけではないいろいろなことをやるわけですから、後で、お金を出した研究団体、県とそれぞれの団体名、金額をお知らせ願いたいと思います。

二つ目をお願いしているのは、「君が代」と「国歌」の変わり方を調べてくれとお願いしたつもりがありますが、これはこういうことなんです。昭和十二年に決まった「尋常小学修身書 巻四」の二十三課には「国歌」としてこれが出ております。私も教員ですからこれを教えました。ところが昭和十六年になりますと、「初等科修身 二」には「君が代」と変わっております。これは当時国定教科書でございましたので、内容の検討について私たちは外部から資料を手に入れることができませんでした。私は非常に大きな意味があると思うのは、戦争がスタートについた昭和十二年で国歌という名前になって、最も激しくなった中で君が代と変わっている。国歌という文字が消えた。このことの文部省内の御討議がございましたらお知らせ願いたい、こういうふうにお願ひしておったのですが、もしできておりましたらお願いしたいと思ひます。

○砂田国務大臣 これも昨年、小川委員から当時の文部大臣に調査をしてくれという御発言のあった問題でございます。お尋ねの点は、戦前の児童用修身教科書で「国歌君が代」となっております。たのが、昭和十二年の尋常小学校四年生ではた

「国歌」、それから昭和十七年の国民学校初等科四年生では「君が代」、そう書かれていたわけですね。こういう次第のもとに取り上げていることでございますが、ただ、当時の教師用の教科書にはいずれも君が代が国歌であるということがずっと書かれておりまして、昭和十二年、十七年の場合、いずれも君が代が国歌であるという認識には変わりはありません。このように、私どもは調査結果をお答えしたすわけでございます。

○小川(仁)委員 子供たちには国歌という表現はなかったのですが、そのときの教科書をちょっと読んでみますから。

国歌の方は、
「君が代は、
千代に
八千代に、
さざれ石の
いはとなりて、
こけの
むすまで。」

とほがらかに歌ふ聲が、おごそかな奏樂と共に、学校の講堂から聞えて來ます。

今日は紀元節です。學校では、今、儀式が始つて、一同「君が代」を歌つてゐるところです。

どの國にも、国歌といふものがあつて、其の國の大切な儀式などのあるときに、奏樂に合はせて歌ひます。「君が代」は、日本の国歌です。我が國の祝日や其の他のおめでたい日の儀式には、國民は、「君が代」を歌つて、天皇陛下の御代萬歳をお祝ひ申し上げます。

「君が代」の歌は、「我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も萬年も、いや、いつまでもいつまでも續いてお榮えになるやうに。」といふ意味で、まことにおめでたい歌であります。

私たち臣民が「君が代」を歌ふときには、天皇陛下の萬歳を祝ひ奉り、皇室の御榮を祈り奉る心で一ぱいになります。外國で「君が代」の奏樂を聞くとともに、ありがたう皇室をいたゞいてゐる日本人と生まれた嬉しさに、思はず涙が

出るといひます。
「君が代」を歌ふときには、立つて姿勢をたゞしくして、靜かに眞心をこめて歌はねばなりません。人が歌ふのをきいたり、奏樂だけをきいたりするときの心得も同様です。

外國の國歌が奏せられるときにも、立つて姿勢をたゞしくしてきくのが禮儀です。

これが巻四です。

巻二の方は、
二「君が代」
君が代は
ちよにやちよに
さざれ石の
いはとなりて
こけのむすまで

この歌は、
「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も萬年もつづいて、おさかえになりますやうに。」といふ意味で、國民が、心からおいはひ申しあげる歌であります。

「君が代」の歌は、昔から、私たちの先祖が、皇室のみさかえをおいのりして、歌ひつづけて來たもので、世々の國民のまごころのとけこんだ歌であります。

祝日や、おめでたい儀式には、私たちは、この歌を聲高く歌ひます。しせいをきちんと正しくして、おごそかに歌ふと、身も心も、ひきしまるやうな氣持になります。

戦地で、兵隊さんたちが、はるかに日本へ向かつて、聲をそろへて、「君が代」を歌ふ時には、思はず、涙が日にやけたはほをぬらすといふこととです。

また、外國で、「君が代」の歌が奏されることあります。その時ぐらゐ、外國に行つてゐる日本人が、日本國民としてのほこりと、かぎらない喜びとを感じることはないといひます。

こう言つています。
今度「国歌」といふふうな文部省が冠せられましたが、国歌の意義、中身を御説明になるときは、

まさか巻四でも巻二でもないと思ひますが、どういふふうな御説明になりますか。教科書風にひとつ御説明願ひたいと思ひます。子供たちに教えるための材料としてお聞きしたいと思ひます。

○砂田国務大臣 もちろんいまの教科書の中で巻二、巻四にあるような内容を教えてゐるわけではございません。現行憲法下でございまして、いまお読みになりましたようなことはいわけてございまして。しかし、国歌が君が代であるということだけは教えていて、歌詞、曲などを教えているわけでございます。

○小川(仁)委員 調査の過程で、この巻四と巻二、どが共通点があつて、どが違ふか、御検討になりましたか。

○諸澤政府委員 表現も違つておりますし、記述も違つておりますけれども、冒頭に君が代の歌詞を出しまして、その意義を述べ、そして日本の國民としてやはりこれを大事にしなければいけないという趣旨は、私は同じだろつと思ひわけでございます。

○小川(仁)委員 その趣旨は、今度の国歌の中では、子供からどういふ意味ですかと聞かれたときにお述べになることとどう違ひますか。

○諸澤政府委員 戦前の修身の教科書における君が代の「君」といふのは、言つてみれば、戦前の帝國憲法の中に定められた天皇の御地位を説明しておるというところだろつと思ひますが、現在、君が代のこの歌詞をどういふふうな解釈するかというところにつきましては、かつて奥野大臣のときでございましたが、文部委員会でお述べになつておりますけれども、今日の日本國憲法のもとにおける日本國あるいは日本國民の象徴である陛下の御地位を考慮しまして、そのような天皇を象徴としていただくのが國がいつまでも榮えるやうに、こういう趣旨でありますといふことを私どもは申し上げておるわけでございます。

○小川(仁)委員 小学校の一年生からこれを教えるわけですね。そうすると、小学校の一年生に、国歌といふものはどういふもので、この歌の解釈

は、考え方はこういうものだといふようなことを、修身の教科書はないけれども、指導用の書類なり教師の心構えなりの中に子供に説明するようにお書きになる御予定がございいますか。いまみたいなお話を一年生に聞かせたってちよつとわかりませんが、しかし、もし教えないとすれば子供たちは一体何の歌なんだということになる。これはお出しになるべきだと思ふのです。国歌というものである以上は、国歌の意義、国歌の持つ中身、そして歌詞の意味というものを明確にお出しになるべきだと思ふので、その点をお尋ねします。

○諸澤政府委員 御質問は、具体的にどういうふうに教えるかということ、その教え方を国の方針として示すかどうかというお二つだと思ひますけれども、前段につきまして、小学校の一年から六年までの音楽の教科書に君が代は必修教材として載っておるわけにございいますが、おおよそ指導要領全般の考え方として、子供にある物語を教える場合に、子供の発達段階なり理解の度合いというものを前提として教えないといふのは当然のことでございますから、一年、二年の段階では、君が代というのは、先生が弾いてその楽譜になじませるとか、そういうことからまず始まってまいらうかと私は思ふわけにございいます。そして三、四年くらいになって自分でも歌えるようになる。私はよく知りませんが、君が代は音楽的に言うとなかなかむずかしい歌の面もあるようにございいますが、正確に歌うというように高学年になって教える。そういう段階を通じて、やはりその意味も子供の発達を考えながら教えていくというのが教育的な対応だろうと思ふわけにございいます。そういう意味では一般的な教材の取り扱いという点において文部省でも指導要領に示してあるわけにございいます。さらにこれを具体的にその他の書類等に示すかどうかという点につきましては、これは少し検討させていただきたいと思ふわけにございいます。

○小川(仁)委員 そうしますと、歌詞の意味その他は教師が勝手に解釈してよろしいし、子供は子供で勝手に解釈してよろしい、文部省としては示さない、こういうことですね。

○諸澤政府委員 いま申しましたように、これまで直接学校に向かつてその歌詞の意味はこうだといふふうな説明をしたことはないわけにございいますが、文部省の考え方としては先ほど申ししたとおりだということを国会等でも御答弁しておるわけにございいますから、文章にするかどうかはともかくとして、この指導担当課長の集まり等に際しましては、そういう趣旨を一層徹底するようにしたいといふふうに私も考えておるわけにございいます。

○小川(仁)委員 巻四と巻二の共通項と違つたところを私から申し上げますと、共通項は、天皇陛下のお治めになる御代がいつまでも続くようにということ、皇室の御栄えを祈るということ、大切な儀式や祝日、おめでたい日に歌うということ、姿勢を正しくして歌うということ、これらは両方にあるのです。違ふ点はどこかといひますと、一つは、片方は国歌と書いています、片方は君が代と書いています。もう一つ違ふ点は、二年生の方は戦地で兵隊さんが歌う、こうなっている、片方には戦地という言葉が入っていない。最後の共通項は、思はず涙が出る、こうなっているのです。あの歌を聞いて涙が出たというのは、これはいろいろの意味の涙だと思ひます、特に戦地なんかで歌った涙にはいろいろな意味の涙があると思ひますが、しかし、やはりこういうふうな解釈にあるのですよ、いろいろな歌詞の意味を。

歌詞の意味が不明な歌を国歌として歌わせるという考え方、しかも学年に応じて教えるというからには、一年生は一年生なりの歌詞の意味を、五年生は五年生なりの歌詞の意味を教えなければ、全然意味がない話になってしまふのです。ですから、たとえば理科を習つた子供が小石は絶対に岩にならないぞ、こういう論理を展開してきたときに教師はどう返事をしますか。コケがむすといふのは、暗くて陰湿で日の当たらない場所に行かないと植物学的にコケはむさないのです。そんな暗い陰湿な歌かと生物を習つた子供が解釈して、それでいいのですか。

○諸澤政府委員 たびたび申し上げますが、素人の私が申すのも恐縮ですが、いまの小学校の教科書の唱歌の教材には戦前われわれが歌つた文部省唱歌もあるわけにございいます。たとえば「われは海の子」なんというの、煙たなびくとまやこそ「云々」といふのがあつて、あれは私なんか習つたときになんか意味だらうか、ちよつとわからなかつたけれども、私は必ずしも一々全部意味を教えてやらなければ唱歌にはならぬということでもないのではなかつたかと思ふわけにございいます。いま申しましたように、発達段階とかいろいろなことを考へて教師が教えていただくような配慮をしていただければよろしいのではないかとおもうに思ふわけにございいます。「さざれ石」云々ということも、科学的に見ればおっしゃるとおりでございいます。それは明らかで、先生としては、そういう点が一種の比喩として歌われた歌である、やはり君が代というのは千年も前から日本国民になじんだ歌でありますから、当然そういう歌詞の持つてくる意味といふものは説明していただかなければいかぬだろうと思ふわけにございいます。

○小川(仁)委員 一言いけば分は後で……「とまやこそ」なんといふのは「とまや」という単語がわかればすぐ解釈できるのです。「さざれ石」のはとなりて「よりほ、煙たなびくとまやこそ」の方が、漁村の子供には情景として存在するから理解が早いのです。しかしそれは唱歌の方です。君が代が唱歌なら私はそれでいいのです。あなた方が今度国歌として入れたからには、国歌といふものが持つ非常に大きな重大な意義なり、そういうものをお持ちになつてわざと国歌と入れたいと思ふ。君が代としておくのならまた話は違ひますがね。だから局長の答弁はこれはすりかえの答弁です。私は国歌であるという立場でお聞きしていいのです。

だから当然のこととして、曲の方はこれはまず曲の最たるものでございいますからあえて申し上げませんが、歌詞の意味というものは明確にしておく必要があると思ふのです。それは願望なら願望でもよろしゅうございいます。そのところを明確にしておかないで、子供に合せていますか。君が代といふのは相撲の歌だと思つていた。私もそう思つていたら、このごろの中学生は何と言つたかという、ザ・エンドの歌だと言ふのです。ザ・エンドの歌というのとはわからなかつたのです。何だと思つたら、NHKというのがあるそうで、あれがテレビを消すときに日の丸と君が代をやるんだそうです。それでザ・エンドなんだそうです。ザ・エンドの歌だと中学生や高校生が言うのです。このザ・エンドと皆さんがおっしゃる国歌といふもののずれといふものをそのままにしておいてよろしいという考え方は、解釈の統一や解釈の意味を出さぬでもいいです。しかし、それで困るというなら、これは明確になさるべきだ。しかも、それは各学年にわかるようなもの、現在では確かにあなたがたがおっしゃるとおり、憲法で天皇は象徴です。しかしその後段に何と書いてあります。国民主権が書いてあつて、国民の総意によつて天皇の地位が保たれるということを書いてあるわけですから、保たせようと思つたら、主権者の国民に対して、国歌の意味、それは法律的な意味、法制的な決定の仕方、文部省と防衛庁だけが国歌と言つて理由、そして歌詞の意味といふものを明確に示さなければいけないと私は思ふのです。その点再度、しつこいようですが、お聞きいたします。

○砂田国務大臣 先生がお読みになりました戦前の教科書の中の君が代の解釈、やはり戦前の旧憲法下での一つの君が代の解釈のあり方が教科書にも書かれていたと思ひます。今日の現行憲法のもとでは、奥野元次郎大臣が国会で御答弁をいたしました、日本国憲法に書かれております日本国の象徴としての天皇、そのような解釈をするわけにございいますから、その歌詞の意義を子供たちにどういふ発達段階でどういふふうな教えていくか

ということ、そのことは私は明確にしなければならぬことだと考えます、明らかにしなければならぬことだと考えます。どういふ時期に、どういふ時点で、どういふ発達段階に於いてその歌詞の意義というものを教えていくかということは、これはひとつ検討させていただきたいと思ひます。

なお、歌詞がよくないという御発言がございましたけれども、また文部省と防衛庁だけが認める国歌というお話でございましたが、世界じゅうどのこの国もがたいたま君が代を日本の国歌と認めているわけでございまして、歌詞も、たしかロンドンかどこかだと思ひますが、世界じゅうの国歌のコンテストで一等になった、曲のコンテストでも世界じゅうの国歌のコンテストで一位を取ったこともあると聞いております。必ずしも小川先生の音楽的才能を云々するものではありません。決してそうではありませんけれども、それは一概に申せない。やはり今日は、総理府の調査等を見ましても、国民的常識として国歌君が代というものが定着をしていく。世界じゅうがまた日本の国歌を君が代と認めている。こういう観点に立ちましても、その君が代の歌詞の意味を教科にどう取り入れていくかということとひとつ検討をしなければならぬ、かように考えます。

○小川(仁)委員 中身が決まらないうちに国歌と決めていったという自体に問題があるのですよ。これはだれがお入れになったかわかりませんけれども、それから公文書の中で、政府関係官庁の中で国歌と冠して出している文書は、私が見た限りでは防衛庁と文部省だけでございます。それ以外の省庁からは、国歌という形で君が代が出されていく文書は拝見しなかつたのでそう申し上げたのです。非常にここに戦前との一つの共通性があるのです。戦争中における陸軍省、海軍省と文部省、そして国歌。これだつて昭和十二年に初めて教科書に国歌が出てくる。戦地で思はず涙が出てくる。こういうことを考えますと、私は、国歌というこの中身の解釈、国民に対する理解の

不足、説明もできないようなものを国歌として決めたということは非常に大きな問題であると思ひます。

この答弁はまた後でいただくことにいたしまして、先ほどのお話で、千年も前から、何ですか、国歌として歌われてきたなんて言っています、ありませんか、そんなの、千年前に。私は生きていないから知らないけれども。

○諸澤政府委員 私が申し上げたのは、千年前から国歌として歌われたというのではなくて、この君が代のもとの歌が古今集に源を発し、その後和漢朗詠集にいまのような歌詞の形で伝えられた、それを年月的に言えば約千年の昔でございます、こういうことを申し上げたわけでございます。

○小川(仁)委員 その古今集のころの歌の君が代の君というのには天皇を指しておたのですか。

○諸澤政府委員 これは、私が調べたところでは詠み人知らずになっておりますので、その詠み人に聞くわけにはまいりませんのでどういふ意味かわかりませんが、国民的常識としてはやはり天皇陛下というふうになつておたというふうには物の本には書いてございします。

○小川(仁)委員 あなたのお読みになつた物の本と私の読んだ物の本の違いがあるようでございますが、あれは、君が代の君はあの時点においては、どのような文学の解釈の中でも天皇を指していないというのが、私が読んだ限りの物の本です。天皇を指すようになったという解釈が出たのは、文学上からはいつからでございますかね。

○諸澤政府委員 いつのころかというのとはちよつと私わかりませんが、日本国語大辞典というものによりますと、君という名詞の意味は、君子とか自分の仕える人とか、相手を敬つて言うとか、女から見て男の人を言うとか、いろいろございしますから、ですから意識としてはどれというふうには明らかに断定できないのではないかとこのように私は思ひます。

○小川(仁)委員 そうすると、中身の解釈がないという、三番目の解釈で、君というのには女が男

を指すという解釈でちよつと解釈をしたりすると困るわけですね、おたくの方でも。そうするとやはり一番目が二番目の解釈というふうにとつてよろしうございしますか、いまの御答弁で。

○諸澤政府委員 いま申ししたのは、明治以前のまだ曲のない時代の和歌の意味を御指摘になつたわけでございます、明治の初めにこれに曲がつけて君が代として歌われるようになった時点以後の解釈としては、私は一貫してそれはやはり天皇陛下を指すというふうになつたものと思つております。

○小川(仁)委員 そうすると千年なんという話じゃなくて明治以後ですね。百年もたつていないということですね、この君というのが天皇を指すということでは。

○諸澤政府委員 まあ、百年程度ということになるかと思ひます。

○小川(仁)委員 そうしますと、私はそのとおりだと思ひます。というのは、君が代の君は、古今和歌集の時代においては、祝い歌ですから自分の先輩とか友達とかというのを指した。祝賀歌です。祝い歌です。この前海部大臣もちゃんとそうおっしゃつて、議事録で。したがって、これはその時点で天皇を指していない。その後、明治に入つて富国強兵の世の中になつた時点で、天皇の制度が確立した時代で君というのは天皇を指した、こういうふうな解釈というふうには文部省の解釈を伺つていいですか。

○諸澤政府委員 明治以前の歌詞の解釈については、先ほど申しましたように、私は必ずしも一定したものではないかと思ひます。けれども、これが天皇を指すといふふうになりましたのは、明治の初めに曲がつけられました。歌われるようになった以後であらうというふうには、それはわれわれも考えるわけでございします。

○小川(仁)委員 そうしますとやはりこれは、この歌を解釈しますところなりですね。君は天皇を指しますから、天皇の、君が代ですから、御代は、御代をつけるかどうかはまた問題といたしまして

も、天皇の御代、治めるという表現が入るか入らぬか問題だが、御代は千年も万年も続いてお栄えになりますようにという意味になりますか。

○諸澤政府委員 象徴としての天皇をいただくのが日本国がいつまでも栄えるように、こういうふうな意味に今日は解釈するわけでございします。

○小川(仁)委員 国という解釈ですか。さっきのお話ですと、国語大辞典とかいふものの解釈だと君主を指すとおっしゃつたね、君というの。そこの中に、君というのには象徴を指すとはあなただけ解釈してはなかつたですよ。すると、君主制を認めた上で国は千年も万年も栄えるようにという意味だ、こういうことですか。

○諸澤政府委員 私の乏しい知識では、君主制といふのは一体何だ、これが国家統治の実権を握つていふ場合が君主制といふのか、あるいは日本の天皇のように象徴的存在であつても、対外的に一国を代表せられるような立場にある方を持つておる場合にこれを君主制といふか、両方の説があるのではないかと思ひます。しかし、その問題はよくわかつた、私の申し上げましたのは、明らかに現憲法下における、天皇を象徴としておるこの日本国をいふ、そういう意味でございします。

○小川(仁)委員 いままでのお話を聞いておきますと、幾つかの説があつたり、歴史的には千年と百年と違つたり、いろいろあるようでございます。しかし、文部省解釈、これをそのうちに出されるようでございますから、解釈を出したところまでたやりますか、ここに教科書検定関係の方はおいでになりますか。それから指導要領をおつくりになつた方もおいでになりますか。――ならぬいとすればいたし方ありませんか、いづれにしてもこれは憲法とかかわりの中で非常に重要な意味を持つと考えます。私ははつきり言つて、文部省の国歌という表現が歌詞の面から非常に問題がある、こういう考え方を持たします。そして歌の意味は祝賀の歌だ。前の海部大臣が仰せられたように元歌は祝賀の歌であります。しかも君主

恵まれた能力ですと進んでこられた方が多いと思います。しかし、それはある意味ではそこへ到達する限られた人たちであります。しかし、教育というのはもっと大きな底辺を持って、もっと大きな問題を持っている。とすれば、自分の経験しない教育の場というものを実際に体験されるということとは、将来の文部行政に非常に大事なことだと思ひます。そのことは否定なさる気持ちはないと思うから大臣からそういうお話があったと思ひますが、何か考えていただきたい。

それから、私が言ったのは、国鉄と教員を比較したのではなくて、一つの省庁が一つの中で業務を行うときに、国鉄というのは教育行政よりもっと厳しい仕事をしているかもしれませんよ。そういう場合に、局長になる人、総裁になるような人たちでも二週間は切符を切るとか何とかという実務を通して上がってきている。もちろんそれでも二十五、六歳になると課長にはなりますがね。この実務を通して上がることのよさを、学校教育で、公務員試験を通ったからというだけで処理されない非常に大きな大事なものと考えて申し上げたのです。

時間がありませんので次のことに移ります。これは、先ごろ「あららぎ」を読んでおりましたら、とてもおもしろい歌があった。おもしろいというよりも涙の出るような歌なんです。ちょっと読んでみます。

受持のすべての子らがすなわしお守りさげ
て帰るゆくなり

こういう歌です。田舎の学校の先生の歌でした。これを見ますと、受け持ちのすべての子らが音を立てる鈴と、それから多分交通事故のお守りを持っていて、その思いです。こういう状況が歌になつてくるほど、現在の交通事情というのは悪いわけですね。それで率直にお伺いしますけれども、いま、子供たちの通学に対する今後の配慮なり措置というものがございませうか。

○砂田国務大臣 やはり基本的には学校等で交通安全のいろいろな教育指導をやっていくこと、ま

た家庭にもそういうことを期待をしていかなければなりませんし、御承知のスクールゾーン、これをもっと拡充してまいらなければなりません。一般的に、一般の交通安全週間も昨年に比べますと、特にお年寄りや児童の場合の事故が昨年よりふえた残念な結果で終わつたわけでございます。交通安全施策を特に通学路等についてなお一層の確保をする努力をしていかなければならない。一般の交通安全週間が終わりましてそのことをもう一遍肝に銘じさせられましたので、なお一層の努力をしてまいる所存でございます。

○小川(仁)委員 学校の行き帰りに交通事故に遭つた児童の数を御調査されておられましたら、お知らせ願ひたい。

○柳川政府委員 文部省の関係といたしましては、登下校の際の事故につきましては日本学校安全会がその事故に対して共済給付を行つておるわけでございます。その方で事故件数は把握をいたしておりますが、全般に通学中の交通事故による事故の詳細につきましては、警察庁の所管の法人でございます。全日本交通安全協会が調べておりまして、昭和五十二年一月から十二月までの状態でございまして、中学生以下の子供の通学中の交通事故による死亡者、重傷者の数が、幼稚園児で二百八十八人、小学校一年生から三年生までで四百七十七人、小学校四年生から六年生までで二百二十四人、中学生九十一人というふうになっております。このうち、安全会の調べの方で死亡者の数を見ますと、幼稚園児が十三人、小学生が六十四人、中学生が二十九人という状態でございまして、年々減少はしてきておりますが、なおこのような不幸な事故があるという状態でございまして、

○小川(仁)委員 大変な数が出ておりますので、交通機関等を利用できる子については利用させるといったような方式はおとりになつておりますか。考え方はどうなつた方がよろしいですか。――

では質問を変えます。私が言ひたいのは、お母さん方は、家から学校まで子供が無事に届いたかどうか、大変心配しておられるというのが近距離の子供さんでもあるわけですね。ですから、私は時間がありませんの意見みたいになつて申し上げますけれども、バスとかそういう交通機関をできるだけ利用させる方式をとるべきだ。その距離につきましては、公務員の皆さんでも企業でも二キロ以上は通勤費が出ております。したがって、二キロ以上の子供たちに対して通学費用を、文部省なり地方自治体が交通機関を利用する者に對して支給するという方式が考えられていいていいのではないかと、こういうふうな端的な質問に変えます。

○柳川政府委員 御指摘の点でございますが、現在交通安全指導の手引き等におきまして特に交通機関の利用には触れてまいつておりません。いままでいろいろなことが行われてきた一つの反省の中に交通事故のことがございまして、子供が毎日学校に登下校する、これはある意味で歩きの間でございまして、そのことによつて足腰が丈夫に鍛えられるという面が一つは指摘されてきております。その面でも私も、先ほど大臣が御答弁されましたとおり、スクールゾーンあるいは遊戯道路あるいは緑道の設置、この辺のところは交通安全施設の施策として関係省庁でも進められておりますし、文部省も一つの試みでございますが、昔の先生が道草をしないで家へ帰れという教育がございまして、そういう教育が復活できる環境がでないかというふうなことから、グリーンズ・ポイント構想で、たとえば道草の道と申しておりますが、子供たちが自然に触れながら学校へ登下校できる、そういう子供に目を向けた町づくりがもう一つあるべきじゃないのか。いまむしろ私どもはそちらの方に關心を持っておりまして、交通安全の問題につきましてはさらに安全施設の整備あるいは交通安全教育の指導の徹底ということに對処してまいりたいという考え方で、お次第でございます。

○小川(仁)委員 一年生で何キロぐらいが体力と相應するのですか。

○柳川政府委員 この辺、決まつたあればございせんが、たとえばある学者の説によりますと、子供は幼児のとき、自体一日十二キロ走る長距離ランナーであるといふとえがございまして。人間は動けば動くほどその各器官が機能する、そこが基本的な大事だ、科学技術の進歩した今日でもその生態的な人間の特性は変わつてないといふことがいま強調されつつあります。そういう中で見ますと、できる限り子供たちが活発に動ける機会を大事にするということがむしろ現代社会において必要になつてきたという感じがいたしますが、小学校一年生で具体的に何キロが適当かということにつきましては、いま具体的に御答弁する知識を持っておりません。

○小川(仁)委員 質問のことにきつたとお答えいただければ終わつていたつもりでしたが、話が横へそれてしまひまして大変時間的に失礼したやうですが、私が言つてゐるのは、交通事故の關係と、私は命の方を大事にしますから、乗り物の關係をやつたのです。そうしたら今度あなたは歩かせる道路をつくるんだというお話になつた。話が行き違ひまして、そこで歩かせる道路の中は何キロぐらいがいいかと言つたら、それはまだ決まつてない、こういうわけなんです。幼児が十二キロ走るなら小学生は二十キロ、まさか片道十キロずつ歩かせろという意味じゃないと思うのですが、歩くということがどれほど危険かということを皆さん御認識ないよ。皆さんは二十キロ以上は通勤費をもらつてゐるんだもの。バス、電車です。子供たちは学区内を毎日歩いてゐるんです。細い道路を。東京をごらんない。スクールゾーンに自動車が入らないなどというふうに考へて、もしあなたがそういう認識でやりなつたら大変危険なので、危険性ということを中心改めまして問題を出してお話し合ひをしたいと思います。から、以上で私の話を終わらせていただきます。どうも済みませんでした。

○青波委員長 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時十八分開議

○菅波委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。曾根益君。

○曾根益委員 私は本日、英語教育の問題、並びに大正以降の建築物、その保存の問題を中心に据えまして大臣に御質問申し上げたいと存じます。

第一の英語教育の問題については、けさほど同僚小島委員の方から大変に貴重な御意見を交えての御質問がございましたが、私もこの問題をとらえて御質問させていただきますと存じます。

英語教育は、わが国の中学、高校におきましては、形式的に申しますれば選択科目になってはおりますけれども、その実態におきましては、これはもう必修科目あるいはそれ以上の重要性を持っていることは皆様御承知のとおりでございます。

授業時間については、中学で週に三時間以上、高校では五、六時間以上になっておるのでございまして、中・高通算いたしますと実に九百時間程度の長い授業時間を持っておりますのみならず、特に、必修でないにもかかわらず実際上は大学入試において得点の割合のきわめて高い重要科目であることはすでに御承知のとおりでございます。

私も、戦前の教育にさかのぼって考えてみますと、戦前では高校に行きますと、旧制高校でございしますが、英、独、仏のいずれかを徹底的にたたき込むような教育が施されて、一週間約十二時間、三年間やりましてこれは大変な集中的な教育でございまして、それはそれなりに、集中的にやる教育というものはかなりの効果があったようでありまして、大体二年ぐらいいたしますと、字引を引っ張って読めばどうやらこうやら原書が読めるくらいになる人が多かったのではないかと。これは無論非常に個人差があるのでありますけれども、言わんとするところのものは、少なくとも戦前の高校の段階の外国語の教育は、徹底的な集中主義のた

めにかんがりの効果を上げておったのではないかと、思うのであります。

ところが、現在の中・高の教育を見ますと、外国語が少なくとも読めるのは当然というたてまえにはなっておりますが、事実は、入試が終わって大学に入ってしまうと後はもうほったらかしだ。

大学入試の際のバズルの解説に一応パスしてしまえば、それはもうほとんど会話、聞く方も話す方も全然だめであるし、英語を書く方のごときは問題にならないが、読む方も相当かと思うと読む方もほとんど集中でございまして、大学の入試そのものはクイズ番組の文法をひねったようなことばかりやっていると、本当に読力というものがついておられない。全く何のために六年ないしは八年、大学の教養課程も入ると八年になると思いますが、一千時間以上も使って一体何というのだ、そういう悔いだけが残るというのが、極端なことですけれども現状ではないかと思うのでございます。

以上のような、これは私の見方でございますけれども、ともかくも戦後の日本の英語教育、ことに中・高における英語の教育というものは、現状はもう放置できないくらいに段階にきているのではないかと、思うのでございまして、わが国における中・高の英語の教養方について、文部大臣としては基本的にいかに御認識になっておられるのか。これではいいとお考えなのか、これではいいかないとお考えなのか。また、いけないとしたらどういふ点をどういふふうに改正すべきと、後で詳細にわたってアイテム・バイ・アイテムで御聞きいたしますけれども、大まかな点で基本的な御認識の点をお伺いしたいと思っております。

○砂田国務大臣 中学校、高等学校におきます外国語教育の目的は、外国語を聞き、話し、書き、読む、そういう基礎的能力を養うことにあるとされてまいっておりますけれども、今日の教育の実態は、ともすれば読むことと書くことに重点を置き過ぎておられる、私はそういう感じを率直に持つものでございます。英文和訳や和文英訳などの分析

的練習に終わってたりしてございまして、聞くことや話すことに関する指導が必ずしも十分とは言えません。これは曾根委員御指摘のとおりの実情にあることを率直に認めざるを得ないわけでございます。これらの点は、入学者の選抜制度でありましてか教育条件なども関連するものでございまして、最近におきます国際交流の急速な進展等を考えてまいりますと、やはりコミュニケーションの手段として英語を聞いたりあるいは話したり、そういう基礎的な能力の育成に重点を一置き直して、そういうところを重視して今後改善を加えていかなければどうしてもいけない、そういう気持ちで基本的な持つものでございまして。

○曾根益委員 大変に明快な、しかも率直な御意見を承って、私は基本的には賛意を表したいと思っております。

ただ、一言加えるならば、書くということも読むよりむしろかしいと思っております。問題は、英語で書くことはとてもお呼びでない。しかし読むことはかなりできておられるはずなんですけれども、それもクイズ番組みたいな文法だとかにとらわれ過ぎておられる。たとえば英語の新聞を大体読んで理解するといふのはほど遠いような、非現実的なむずかしい文章の訳読にだけ走っている。だから読む力も、本当にバランスのある実用的に読む力でないし、書く力なんかもまるっきりない。聞くことと話すことは全然だめだ。こういふような、全く片手間はいいところの教育に事実上は終わっている。どこにその原因があるか。これは教育課程の問題もありましょうし、大学入試がやはりひん曲げている面もあると思っておりますが、これは後でさらに触れて御質問いたします。

そこで、私も文部省の学習指導要領等の文章を見ながら検討をしたことを踏まえて御質問をさらに細目にわたってしたいのでございまして、たとえば現行の中学校の学習指導要領の第一の「目標」といふところには、「外国語の音声および基本的な語法に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎

を養う。」第二は、「外国語の文字および基本的な語法に慣れさせ、読む能力および書く能力の基礎を養う。」私はこの順序もいいと思うのです。本当はさっき言ったように逆になって、2の方の読む能力について、少しへんばであるが意味の読む能力だけは養っているけれども、書く能力なんかゼロだし、1の聞く能力及び話す能力は全くゼロだ。実際上は中学校の学習指導要領に書いてある1、2の基本目標というものはかかるかに違ってきている。しかし、話す能力の基礎を養うといふのですから、逃げようと思えば逃げられるのです。基礎をつけてやるとも言っていないし、養うと言ったし、基礎だと言ったから、おまえの言っているような能力そのものだ、能力の基礎なんだ。しかもつけてやると書いてないんだからある程度養えばいいんだと、皮肉に言えば逃げ口上があるような書き方にはなっておるようでございます。

しかし今度は、五十六年四月から施行される新しい学習指導要領になりますと、書いた字面においては非常に改善されていると私は思うのです。つまり、「初歩的な英語」で「聞いた話したりすることができるようになる。」これは重大です。能力の基礎を養うなんという逃げたてではないのです、ずばり言って、とにかく初歩的な英語です、中学だから。しかし、初歩的な英語で聞いた話したりすることができるようになる、これは非常に責任をとった表現になっているのです。これは事実そうやってほしいと思っております。しかし、これはまだこれからやるのだという逃げ場はあるのですけれども、現行の教育課程、指導要領と違つて、今度こそ本当に(1)、(2)の、聞くこと、話すことをまず第一にやり、それから読むことと書くことと、こういう基本的な順序に従ってやるのか。基礎を養うなど、逃げ言葉です。それが今度は、できるよにさせるというところまで本当に踏み込んでやる、そういう改正の趣旨が本当にそこにあるのか、相変わらずレトリックで逃げているのか、ここが非常に問題だと私は思うのです。

ですから、まず整理して質問を申し上げますと、今度の改定のねらいは何なのか。現行との違いはどこなのか。なぜ、聞く、話すというところ、読む、書くというものを三種類にしているのか。どちらにウェイトを置くのか。聞く、話すが一番基本的で、それから読み、書くということ、そこに差をつけているのか、並列なのか。書いてある順序からすれば、また外国語を習得する順序から言っても、聞く、話すが先で、次に読む、書く、私はこれでいいと思うのです。それはバランスがなければいけないけれども。つまり、いまのは全然バランスが逆なんですね。一部の訳読だけでできておる。書くことはできないし、聞くことと話すことはゼロだ。こういうものでなく、この三種の能力を、ウェイトの置き方もむしろ変えて、聞く、話す、そこに重点を置きながら、最終的にはフランスのある三つあるいは四つの能力を総合的につけてやる。基礎を養うで逃げるのではなくて、中等、高等を加えて全部ができるようにさせるんだ、そういうことなのかどうか、この点はいかがですか。

○砂田国務大臣 細部につきましては後ほど初中局長からも御説明をさせていただきますが、基本的な考え方はやはり、聞く、話すを先行させて、読む、書くをそれに伴わせる、そういう趣旨の改定を行ったわけでございます。それはやはりこの改定で、コミュニケーションの手段として英語を聞いた話したり、そういう基礎的能力の育成を、従来よりも変えて、あえて重点としたわけでございます。このために、いたずらに細かな文法的事項の学習に偏らないように、英語の指導内容を基礎的、基本的な事項に精選をして、たとえば文型や文法、語数など、いわゆる言語材料にいままで偏り過ぎておりましたことを思い切って削減をいたしました。そして、生徒が実際に英語を理解して英語で表現するための言語活動を重視するような改善を図ったわけでございます。高等学校の学習指導要領については現在作業中でございますが、中学校におきまして改定と同様の方向で改善を図りたいと

考えているわけでございまして、このような改善によりまして、ともすれば曾根委員が御指摘になりました、読むこと、書くことに偏り過ぎていたままでの文法的な、分析的な学習を改善いたしまして、英語教育の実態が、聞き、話すというところを先行させて、読み、書くとのバランスを考え、このような気持ちで学習指導要領の改定を行ったところでございます。願うところは、フランスのとれた学習に好ましい変化をしてまいりますことを期待しての改定でございます。

○曾根委員 大変明快に言っていたので、私は大賛成でございます。ただ、いよいよそれを実行に移すメソッドによりまして非常にむずかしい点があるのではないかと、いまおっしゃったことに本当に私は賛意を表しながら、なお続けさせていたがたいと思います。

そこで、まだ高等学校の学習指導要領ができていないのですけれども、いま文部大臣がおっしゃったように、とにかく、聞くことと話すことがまず第一であって、それから読むこと、書くこと、そして、そういう順で物を考えたときに、文部省のもう一つの英語教育改善調査研究協力者会議の報告が五十年六月十九日にできておりまして、小川座長が取りまとめた文書も文部省当局からいただいて読んだのですが、これは残念ながら大部分を学習指導要領の方に譲っちゃっているんですね。

「改善の基本方向」というところを読んでみますと「教育内容や方法については「中略」聞くこと、話すことの指導にも十分な配慮を加える必要がある」と、確かにウェイトの置き方としては同じ意見を言っておられるのですが、ではどういふふうに改善するかということになると、悪いけれども小川座長の協力者会議は逃げちゃっているのです。いま学習指導要領があれだから大部分はそっちに任ずと逃げているのです。改善の方策は教育課程審議会が検討中なので「主として条件整備の面に関して当面実施が急がれる施策を中心に以下のように取りまとめた」ということで逃げている。一番大切なところは学習指導要領の改定のあ

れがやっているから、と。これは私はある意味では良心的だと思うが、またある意味では消極的に過ぎると思うのです。学習指導要領は学習指導要領でやっているのだから、ダブっていいと思ふのです。小川先生の指導した会議でそっちとダブって構わないからやってくれればいいのに、条件整備の面というところで、一番聞きたいところは逃げちゃっているのです。

したがって、どういふことが答申の骨子になっているかというと、学校の教え方でどういふ点をするというところを逃げてしまつて、いきなり英語担当教員の研修。これも必要なことは認めます。しかしその前に、学習指導要領の領域でもやっているけれども、しかし英語教育改善という見地からダブっても構わないからやしてほしいところが完全に抜けて、要するに器材の整備だとか条件の整備だとか、そっちだけの答申になっちゃっているのです。非常に残念だと思ふ。

この英語担当教員の研修のところを読んでみますと、研修の内容については、ここでも「読み、書く能力とともに、聞き、話す能力も十分高められるよう留意すること」ちゃんと気がついていてはくれているのです。やはり従来のあれから言うとうとうしても、読み、書くということに、書く方は実質上能力を与えるまでについていないけれども、しかし、ねらいはそっちについて、聞く、話すというのは書いてあるだけだとなげしている。それではいけない。そのバランスを取り返すというところに留意することは書いてあるのです。

ところがそれは英語担当教員の研修の方に逃げちゃっているのです。ですから、指導的立場にある教員を一カ月程度研修する。これも必要です。ね。教員の素質と能力の開発ということには必要だからそっちも大切なだけども、最終のゴールは、教えられる方に何を教えてどういふようにするかということが先であるべきだと思ふのだ。が、そっちを逃げて、教える人の能力の再開発、あるいは開発の方に重点がいつているのです。ですから、指導的立場の教員の一カ月程度の研修。

一カ月程度の研修で足りると思へませんけれども、とにかくこれから始めようということ。

それから、地方教員の研修の年次計画を立てさせて、これを中央から援助していこう。それから校内の研修。それから内地留学、特に大学院段階での内地留学。それから海外研修の拡充強化。これらははいずれも決して悪いことを言っていないし、いいことなんだけれども、私なんか考えている、いわゆる文部省の表現をもつてすれば、直接先生と生徒の間で何をするか、どういふ教え方をするか、そっちの方は学習指導要領に逃げちゃっているのです。先生の能力の開発、再開発。

それからもう一つは、視聴覚教材及び教育機器の整備。これもやって悪いことではないのです。しかし、われわれ、たとえばLSというものがなければ、これは口実にすぎないと思ふのです。そういうものがあつた方がいいかもしれないけれども、道具だけあつたって、兵隊に魂が入っていない、戦争になりませんからね。兵器になつていないと思ふのです。いかに視聴覚教材を整備してみても魂の入っていない教育というものは素通りなんです。だから、悪いことじゃないけれどもポイントを外していると思ふのです。

それから指導上の改善というところを見ると、ここにやはり指導上の改善が一番先に上がっているのは学習指導要領の改善。言っているんだけれども、内容は逃げちゃっている。それから教科書の精選、これもいい。必要なことであるけれども、これも逃げの姿勢だ。それから生徒のクラブ活動の振興、これもやって悪いことではないんだけれども、ポイントじゃないのです。重点じゃない。

それから第四に、英語、特に聞くこと、話すこととの指導のため、外国人による指導の措置を講ずること。これはけさ同僚の小島議員からのお話もありましたように、外国人のいわゆる教員なりあるいはそういう人になるべくたくさん雇うことは

確かにいいことには違いない。しかし、重点というのはいささかじやないですね。何をどういう点で教えさせるのだという文部省の意気込み、地方自治体の意気込み、教員全体の意気込みが一番大切だと思ふですね。ただ、そのほかに、これから円高日本なんですから外人を雇うのも、少なくとも支払い能力の方はあるんだから、いい人があつたならなるべくたくさん外人教師を雇うことに賛意を表するものであるけれども、しかしまだこれでも、けさの答弁を伺つていても、アメリカからの十五名程度しか事実上は進んでいないのですね。また一挙にこれをふやそうといつても無理だと思ふのです。

しかし、これも小島さんの質問で非常にぼくは教えられたのですけれども、大正の終わりに昭和の初めごろ、臨戦態勢にいく前には静岡県においてもかなり有名校、昔は余り有名校といふのはなかつたかもしれぬけれども、ある程度の中等学校には外人の教師が相当いたといふこと。これは後で結構ですけれども、全国的に戦前の大正から昭和にかけて日本の中等学校に外人の、まあ教員じやないと言ふかも知れないけれども、とにかく英語を教える人がどのくらいおつたか。私は大正の終わりのころに東京の府立の中学校にいて、その時分には確かにアメリカ人のおばちゃん英語の先生の一人だつたことをよく覚えていますが、それは東京の府立のいわゆる有名中学でそうだったが、しかし静岡県の全国的に見ればそれほど有数とも思えない中学校に外人の教師がいたとすれば、むしろ戦後のいまこれだけ英語教育があつてゐるときに外国人教師の数が少ないか。戦前に比べてむしろ劣つてゐるのじやないか。つまり、話す方、書く方というのが完全に無視されて、ただ訳読中心主義の、あるいは大学入試を突破するための教育だけが日本人の教師によつてやられてゐるのが、いまの中学校、高等学校の英語の曲がった姿の一つのあらわれだと思ふのです。本当に戦前にあれだけ英語を話す外人の教師がいたといふことは私は非常にいい教訓だ

と思ふのです。戦前ですらそれで、戦後にこれだけ英語と言つてゐるのにいかに話すことや聞くことに対する教育といふものがおくれつてゐたかといふことの実にいい証拠だと思ふので、これはぜひ戦争前の、要するに大正、昭和時代の日本の中等学校における外人英語教師の数といふものがどのくらいだつたか、お調べの上で後で結構ですから御報告をお願いしたいと思ふわけでございます。

以上の点についてひとつ所感を述べてください。

○諸澤政府委員 最初に、ただいま御指摘のございました戦前の旧制中学校等の外人の英語教師の配置状況につきましては、できるだけ各県に照会をいたしまして実態をつかむようにして、また御報告を申し上げたいと思ひます。

それから、ただいま御指摘のございました英語教育改善調査研究協力者会議の報告でございますが、この報告が提出されましたのがちょうど五十年の六月でございます。これと並行して教育課程審議会の中・高等学校の教育内容の審議をまさに同時に進めておりましたので、当時私は担当しておりましたけれども、恐らくこの会議としてはそちらに内容の検討を譲られたのではないかと今ふうに思ふわけでございます。

そして、教育課程審議会の答申に基づきます中学校の学習指導要領の改善の考え方につきまして先ほど御指摘がありましたとおりでございますが、なおつけ加えさせていただきますならば、中学校の英語教育といふものが、御指摘のように週三時間、三年間を通じて三百時間程度のものがございますから、できるだけ基礎的な事柄にしぼつて、聞き、話し、読み、書くといふことを、書くことといふのは非常にむずかしいといふようなお話がございましたけれども、考え方としてはオーラル・ラウンドに実施をする。その場合に、いま申しましたような前提でございますからできるだけその基礎の重視ということ、したがって、具体的に指導要領を見ていただきますと、そこで取り扱いますところの言語材料につきましても、文型の種

類であるとか、出てきます言葉の数であるとか、必修として挙げました数であるとか、そういうものもいたすに数を多くしないで、一定の範囲内でこれができるだけ自由に使えるように、そういった意味での能力を高めるといふことを基本としておるわけでございまして、ここにもありますように、その前提としてはやはりどうして先生がそういう教育に対応していただくということが必要でありまして、学習指導要領といふのはごらんいただきましたとおり、一々具体的教育活動の中身そのものを決めてあるわけではございませんが、いま申し上げましたような基本的な方針を示しておるわけでございますから、それにのっとりまして個々の先生がいろいろ工夫をしていただいて教育を展開していただくところに意義があるわけでございますから、そういう意味での教員の能力の向上といふことをいまの時点におきましては一つの大きな課題としてわれわれは取り組んでまいりたい、かように思ふわけでございます。

○曾根委員 そこで、先生の国内留学といふことが、研修ですね。これは地方自治体にもこれを奨励していくようで、それは結構なんですけれども、こういう先生方が余りに文字どおりに、聞くこと、話すことに重点を置いた教育をやろうとした場合に、これは私の思い過ぎでしたら結構なんですけれども、かなり父兄側から、そんなハイカラなことを余りやつてくれたって、うちの子供の当面の目標は大学入試あるいは高校の入試をパスすることにあるんだ。学校の方で先生が一生懸命に会話だとかヒアリングだとかスピーキングといふようなことに重点を置いて真つ当にやろうとすると余り評判がよくない。先生をかえてほしいといふようなことが起こるのではないかと心配ですね。その点はどうなんですか。つまり、今度の中学、高校の学習指導要領は少なくとも作文の字づらだけでない。文部省の、いまの大臣、局長のお話を聞いても、本当にバランスのある、読むこと、書くことだけでなく、聞くこと、話すことにも

相当重点を置いた、力をつけさせようという気持ち、これは決して単にきれいなことを書くだけでなく、やろう、やるべきだと思つておられるけれども、一方において、これは後で、中等学校、高等学校の英語教育を改善しようと思つたやうに大学入試の問題にぶつかるといふ、そつちへ私は議論を持っていくつもりではいるのですけれども、その大学入試といふことを直接出す前に、そういう観点から、話すことだと聞くことに先生が、課外教育なら別ですが、学校の教育を文字どおりそつちへ重点を置こうとすると、かなり父兄からの反発といふか批判が起こるのではないかと。そういうことで実際やろうと思つてもできないようなムードがあらはせぬかという、これは私の老練心だけならいいんだけれども、そういうことではないのでしょうか。

○諸澤政府委員 いまの御指摘の点は特に高等学校の段階に入つてからの問題だらうと思ふのですけれども、今回の学習指導要領の改定で……

○曾根委員 高等学校のはまだ作文はできてないね。

○諸澤政府委員 指導要領自体はできておりませんけれども、改定の基本方針は教育課程審議会から答申をいただいております。それによりまして、まず英語Iということで、英語を習う者は必ずそのコースを通る。それはいまの、聞き、話し、読み、書くといふことをオーラル・ラウンドにやる。それが進んだ段階で英語IIに行けば同じような考え方でバランスをとつて勉強する。そのほかにたしか三つのコースを提案しております。一つは読む方を主体とした英語の勉強、一つのコースは文法、書くといふようなものを主体としたもの、それからもう一つはいまおつちやつた、聞く、話すといふこと、こういうふうな選択をできる道をとりたい、こういうことでございますから、もちろん現実に関き、話すことも大事でございますけれども、高等学校の段階で基礎が終わつた段階では幾つかの選択ができるような体制で勉強させる、こういう提案をしておるわけでございます。

○曾祿委員 私が心配するほどなくて、選択制にすれば、聞く方、話す方にも相当のことができるかもしれないし、賛成の父兄なり子供がおれば結構ですけれども、どうも私はその点がまだ心配なんです。

そこで、私は実は英語教育の改善について御質問申し上げるのは、去年から計算すると二回目なんです。去年、海部文相のときの一般質問におきまして、むしろ諸悪の根源は大学入試にあり、大学入試でクイズ番組みたいなものを出すものだから、あそこに入試にパスすることに専念すると、学校で余り真つ當に、聞くこと、話すことまでやっているのはまだるつこいというので、いま町の書店に行くとほとんど英語の特訓の、いわゆる私設の教科書みたいなものばかりがよく売れるといったようなことになりがちだと思うのです。そこでこの前の国会におきましては、諸悪の根源である大学入試を、今度は共通一次試験をやるからそれを機会にあそこをひとつ英語のあれを直していったらどうかということをお願いしたわけですが、これは後で申し上げるが、そこの方は、実は私が素人で、なかなかむずかしいのだ、大学一次入試制度の改善というのは、やはりあれだけの大量のものをこなすということになると、一人一人ディクテーションや何かで語学能力を試すというとなんかとてもできつこないのですね、個々面接でもやる一部二次試験になれば別だけれども、むしろ大量生産、大量消費的な第一次共通試験ということになると、偏向教育と言ふ悪いけれども、いまの英語教育のゆがみが直らないような出題になる可能性が非常に強いではないかというような悲観的な結論になると思うのです。

やっておられるオースドックスのメソッドのほかに、いわゆる四十九年から起こっている、われわれの現在の同僚の衆議院議員の平泉君が提案されたような、中・高における英語コースそのものの内容をもう思い切つて変えたらどうか、中・高における英語教育の内容を、読むこと、話すこと、いわゆる実用英語式にして、訳読中心とは別のものをつくらうじゃないか、この二つのアプローチがあると思うのです。

語の力のグレードをつくりまして、各段階でテストをした上で進学させる。これはむしろ任意コースであります。それで一方において在来の事実上の必修の英語コースはそのままにしておいていい。片方は任意だ。しかし、なるべく試験的に各府県に一つか二つぐらいずつそういう任意コースを置いて競争でやらしたらどうか。そうすると新幹線と鈍行と並べているようなもので、提案者から見れば、一緒にやっているうちにだんだん新幹線のコースの方に乗ってくる人が多くなるだろう、こういうような趣旨だと思ふのです。

が、フランス語やドイツ語みたいな、日本人から見るとつきにくい文法のやつは、やはり何だかんだ言つたつて結局は暗記ですよ。思い切つて初めのうちに、フランス語ならフランス語の動詞の変化だとか、こいつはやはり自分でうんとこさ詰めて、学校の方も十二時間ぎゅうぎゅうして、それで二年間やると相当、少なくとも読む力というものは出てくる。ぼくらもとにかくフランス語の原書でモーパッサンの小説なんか、その時分にはボルノなんかいいものですから、モーパッサンの「女の一生」なんかで伏せ字のところがあるのですが、あそこをひとつ読んでやろうと思つて、一生懸命二年間勉強してそこを鉛筆で書き入れたものです。そのくらい実力がつきます。それはやはり集中してやらなければだめです。ね。週三時間六年間とか八年間やつたつて、これはほとんど何にもならないのです。だから課外で特別に勉強しなければだめだ。ちんたらちんたらやっているのが一番悪いのです。ある程度集中して学校でやつてやるのです。外で金をかけてやるなんてとんでもない。そういうようなことを言っているのだらうと思うのです。あるいは私なりの解釈で間違っているかもしれませんが、そういったようなことをやれば、とにかく町の書店の書架が英語の特訓雑誌であるいは教材で埋まっている、あるいは町にはらんらんしている英会話の個人教育、どんな先生か知らぬけれども、いまの大学に通っている学生なんかちよつといいかげんな英語を教えて金を取るなんていうのは実に恥ずかしいことなんで、何のために国が中学、高校であれだけの力を入れて教えているのか、これはよほど反省していかなければならぬと思うのです。

二一

とすれば二つ方法が考えられる。一つはいま申し上げた大学入試の面から、これは第一次共通試験が大量だからやはり依然としてむずかしいということはあるけれども、それを機会にあそこから直していくという方法がまだあり得ると思うのです。それから第二の面は教育課程の方から、現に

そこで最近になりまして、これは平泉氏から聞いたのですが、五%、六百万人の最も実用的英語を選択でやるコースだけにしろということも撤回いたしました。今度の第二次案では、この英語については中・高・大学を一貫した新コースの英語教育をつくっていく。中・高は各県に少しづつ設けていくのですけれども、五カ月ずつでたとえはE1、E2、E3、E4というふうに六段階に英

ささらに、外国語習得の基本的な条件として、正しい方法で一千時間内外を集中的に投入して、それで勉強させる。私はこれが一つのポイントだと思ふのです。中学、高校で週三時間程度ちんたらちんたらやっていたつて、実力をつけるのは非常にむずかしいですね。先ほども例に申し上げたのは一週十二時間ぐらゐ詰めてやるのです。これに、英語の場合はちよつと違うかもしれない

お聞きになるのがあれだと思ふのですけれども、そういったような意見、私はそれに触れて、いままでの学習指導要領では、悪いけれども、文部省の段階で学費を集めて作文をつくつて、それは学校まで行くけれども、学校から先に父兄のところまで行くと、先生、とんでもない、それよりか特

訓教育をやってくださいということでも事実上行われていない、一向に改善が進まない、この現実を何とかで打破する勇気を持ってやっていかねばいかぬと思うのです。これは民族の将来のために、若い者にむだな時間を使わないようにさせる、この意味でひとつ、平泉試験に対する御意見まで伺おうとは思いませんけれども、そういう貴重な一つの前向きな意見もあるので、この際、学習指導要領で五十六年からやるのはできているとか、あるいは小川教授からレポートが出てくるじゃないかと、それじゃだめだと思ふのです。私は同僚の委員にもお訴えをしているのですけれども、立法府においてもこの問題をじっくり、国民の教育の基本の一つなんだから、英語教育に関する文教行政についてひとつ継続審議的な気持ちでやっていこうじゃないかということをお願いして、かなりの御共鳴も得ているような次第なんです。文部省におかれてもひとつ文相を初めとして、ぜひひとつ英語教育の問題をもう一遍取り上げていただきたいと思うのです。御意見を伺いたいと思います。

○砂田国務大臣 中・高の学習指導要領、あるいはその学習指導要領に基づいて教育現場で、聞く、話す、やまもすればそれがしるになつていったようないままでの英語教育のあり方を、聞く、話すをむしろ先行させて、同時に、読む、書く、これとのバランスをとっていく、そういう趣旨で学習指導要領の改定をいたしましたけれども、これを現場で生かすのは何とて先生でございまして、そういう学習指導要領改定で期待をいたしております先生方にとつていただく研修の内容のこと、先ほどから初中局長がお答えをされた方向でなお一層努力をしてまいりますけれども、先生、私は、英語教育がそういうふうな改善をされてくる一つの曲がり角にちょうどつつかっているという気がするのです。

それは、一つは大学入試の御指摘のあった問題でございます。五十四年度に行われます初めての第一次の学力試験におきましては、これは国・公

立の場合ですが、国立大学の教官の衆知を集めまして、高等学校教育の目標と内容に沿った問題、いまおっしゃった、高等学校で教わる英語ではなくて受験のための特別な勉強を外へ行ってしなければ大学の入学試験は落っこちてしまうのだ、そういうことのない試験問題にいま大学当局も、また共通一次のセンターも懸命に取り組んでいるところでございます。その意味では、国・公立の第一次試験は高等学校の英語の教育内容を把握していれば及第点が取れる、これが実現することとは間違いない、私どもはそう考えているのです。それじゃ私立大学はどうだとなりますと、入学試験で英語においても難問、奇問というふうな、高校生を苦しめるような出題のないように私大側と文部省の間でいろいろ話し合いを行っておりますけれども、五十四年度に私立大学がすべてそのような試験問題で対応してくれるかどうか、高等学校、中学校の英語の教育の内容が変わりますのに大学の側がどうであるか、私大についてまだ一〇〇%の自信が持てない、まさにそういう曲がり角にある現在でございます。このことはもちろん大学側にこれからの指導助言を強めてまいりまして、受験生にむだな、受験のためのだけの英語などというものの必要がないような体制をとる努力をしております。

それからもう一つは、先生先ほど御指摘になりました、話す、聞く、そういうことが大学の試験で取り入れられないか。実は、共通一次入試に絡みまして、国立大学協会において調査研究の段階で四十九年から五十一年度にかけて実地研究を行ったわけでございますが、相当広い会場に高校生が集まってくることでございますので、マイクでありますとかアンプリファイアでありますとか、そういうものを使つてやらなければなりません。そうすると、試験場ごとにそういう機材的な条件が大変変わってまいりまして、異なりが出てまいりまして、必ずしも公平が期し得られない。そういうことから、高等学校の英語の教科内容に限った出題をするということは実現してまいり

ますけれども、やはり先ほどの、話す、聞く、読む、書く、そのバランスのとれた英語教育の中の、書く、読む、そういう出題に第一次試験はならざるを得ない。第二次試験の方で、話す、聞くの方は幾つかの大学が取り入れようとしているわけでございます。

今日は、いま申し上げましたように、中・高の英語教育の内容が変わる、また共通一次入試が初めて行われようとしている、私大はまだその共通一次入試に踏み切り切っていない、まさに曲がり角にある時期だと考えますが、御提言の御趣旨は私もよくわかることでもございます。ただいま曾根先生、「ボイス」の五月号ですか、あの前の平泉提言というものは承知をいたしております。ずいぶん革命的な御提言だったわけですが、今回の新たな平泉提言も一通り勉強させていただきました、検討材料にさせていただきますと思います。

○曾根委員 平泉提言は、今度のものはこの前はどレボリューションナリーでもないし、任意コースのこともあると思いますし、大いに検討の価値があると思うのです。ただ、先ほど申し上げましたように、私自身もやはり何とて素人ですけれども、大学の共通一次試験のときを機会に、ここでひとつ直してでもええかと思つたところが、いま大臣からもすでにお答えもあつたように、何しろ共通一次試験が約四十五万人ぐらいですから、百二十の試験場で試験するそうなので、平均三千五百人、まるで物的条件については千差万別でしょうから、同じテープを流しても、聞き取りの難易等から見ても、とても書き取り、ディクテーションの試験なんかできっこない。少なくともそれが不公平のそりを免れない。やはり安全をとるといふまでのマルチプルチョイスでつけていくのが一番簡単なんです。しかし、そんな安易な道を歩いたのじゃ改善はできないんですね。革命でなくとも、少なくとも改革をやるという意気込みでやるのであれば、若干のリスクはあつても、第一次試験は第一回がまだです、これからやるんですから、まだ時間がないわけじゃない、第一次

試験は在来のもに近くても、さらになお改善の予地を執拗に追求していかないとけない。第二次試験については、学校、学校によって人数の少ないところ、ことに文部省系統で外国語なんかをやるという人だつたらそれはもうディクテーションぐらいやつたつていいんですよ。そういう能力を調べる試験ができるのですけれども、やはり大量的の下級の教育機関の教育内容にまで影響を与えようということになれば、やはり共通一次試験のときに、いままでの、少なくとも同じマルチプルチョイスでやるにしても、難解な文法中心でない出題が全然ないわけじゃないと思ふんです。そこら辺の方で改善にもっと真剣に努力する必要があるんじゃないかと思ふのです。やはり第一次試験及び第二次試験を通じて、英語教育のゆがみを直す一つの契機として、思い切った改革の精神でひとつやっていただきたいということを申し上げておきます。

これは同僚委員の方々に諮りして、文部省も勉強してもらい、平泉提案に限らず、いままでのただ学習指導要領を変えてそれで満足じゃだめなんだ、もう少し思い切つたことをやるぐらいの意気込みで、私もそれを触発するぐらいなエネルギーで文教委員会はずいひとつその震源地になつていただきたい、かように考えてやつていくつもりです。

以上のことで、まだ今後とも機会があることですから、あと十五分しかございませんので次の問題に移させていただきます。

第二の問題は、先ほど申し上げましたが、これはすでに五十二年の三月二日に海部文部大臣及び安島文化庁長官に御質問申し上げた、要するに日本の近代建築ですね、特に西洋建築ということになるかと思ふけれども、これの保護の問題については、明治時代のは大体カバーされている。それで非常にランクの高いものは重要文化財に指定されているからこれはいいのです。

ところが、たとえば東京駅のごときはその典型的

な例ですけれども、事、大正のものになると全然保護されていない。これは余りにも画一的なもので、文化庁における当該委員会の選定の基準にも私は少し疑問を持っている。なぜ大正時代になると急にそうなるのか。大正時代にはるく西洋建築がないのか。明治時代にはルネッサンスならルネッサンスという一つのスタイルがあつて、それの方が権威があつて、大正時代は、セセッション式がどうだとかんとか言つて、わりあい大正時代の文化的価値を低く見ているような気がする。大正時代は文化財保護から事実上外れているんですね。重文でなくとも文化財保護はできないことはないと思ふけれども、事実上外れている。

特に、同年の四月二十七日に申し上げたが、現在の東京駅、あれは戦災で半分壊れたままになつてはおりますけれども、東京の顔である東京駅というものを、国鉄当局が、余りに金をもうけたいためだと思ふのですが、あんなものはぶつ壊しちゃつてもつと便利なものにつくるという、恐らくテナントから金を取つて大いに財政的によくしようという気持ちがあるのだらうと思ふのですけれども、とんでもない。あれだけ外人の記者団から美濃部知事がつるし上げられたんですね。なぜ東京駅みたいなものを壊すのだ、どこの国でも、町あるいは国の玄関になる一番大きなステーション、停車場ですね、そういうものはそのまま保存して、あるいは外形だけ保存して中の機能を幾ら近代化してもいい、それが本当じゃないか、絶対にあれは残すべきだと外人から言われているようなことは、日本人として実に情けないじゃないかというので、東京駅の保存をこの際もう一遍考えろ。東京駅の方は、何といつても公の財産ですからそう簡単に、われわれ国会の目をかすめて、と言つては悪いけれども、勝手にはそういうことはできないでしょうから、これはとにかくいきなり壊すということは抑えることはできたように思ふのですけれども、決して東京駅だけを保護するというのじゃなくて、問題は、そういうような明

治から大正、あるいは場合によつては昭和の初期までにかけての日本の建築で、まだまだこれだけはどうしても残しておく方がいいというものがあつたんじゃないか。そこで、その選別のために重要なものをリストアップするようにしてくれということをお願いした。つまり、もう一遍言います。大正期の近代建築物をリストアップして、それで必要なものの保存に対して保護の措置を打つてくれ、こういうことを申し上げたのに対して、文相あるいは文化庁長官は、大正期の建造物に対しては、保存の検討、研究が非常におくれていることを認める。さてどう対処すべきかについてはきちんと検討するということが海部文相のお答えだったわけだ。

そこで、その後五十三年度の予算等を見ますと一つの進歩があつたんですね。文化財保護等の事務処理の文部省の費用の中で、へ、近代建築保存対策等の経費、その下に近代建築保存対策に四百八万三千円出した。それは日本建築学会が三十二の都道府県に現存する主な近代建造物の五千件をリストアップした。そしてこのために全国の国・公・私立大学、工専、工業高等学校、教育委員会や民間研究者数十人の方が集まつて、大正、昭和、戦前建築調査小委員会、代表は東大の村松貞次郎教授ですが、これがリストアップをやつて、もうことし十二個のリストアップが一応終わる。それに対して初めて文部省から補助費が出たのです。大変結構なことですね。文部省もさすがにやつとわかつてきたかなと、うれしかったのですが、金額は四百万円ですから大したことはない。

一方、私もNHKの「風見鶏」を見て非常におもしろいと思つたトーマス邸は神戸市が買つて、その半額の何と六千万円を文部省から出してあるんですね。私は、トーマス邸を買いのに六千万円を出したことを悪いと言つてないのです。これもいいだらう。しかし、私は素人だけれども、文化的、建築学的価値からいって、トーマス邸は「風見鶏」で非常に有名になつたけれども、その文化的価値からいって果たして国から六千万

円……。神戸市は先生の選挙区じゃないですかね。六千万円出したことは悪いのじゃないけれども、もっと大切なものがあるのではないか。四百万円でも出してくれた方だからいいのですけれども、まじめな話として、私はちよつとアンバランスのような気がしてならないのです。

私の言わんとするところは、ただ単にリストアップにとどまらず、文化財保護法の中にやはり欠陥があるような感じがするのですよ。古いお寺だとかお宮の保存、これは完全だし、重文に指定されたものは完全ですが、重文に指定するかどうかボーダーラインの、たとえばいまの大正時代の、重文かどうかは別ですが、確かにこれは保存しておいた方がいい、それには網をかけるべきだと思ふが、そこへいくといまのところは網がかからないですね。これでいいの。よく例を挙げれば、恐縮なんですけれども、たとえばフランスのパリなんかに行つてみると、町並みの方にも網がかつていて、重要なものには必ずしも古いものでなくても、現状維持についていかなる網もかけられるのです。たとえば、リユー・デュ・フォーブル・サントノレという、日本で言えば銀座通りみたいな、ファッションのショップなんか並んでいる繁華街ですね、それが表で、むしろ裏の方がシャンゼリゼなんですね。あそこ日本大使公邸を土地を買つて建てるといふ、その日本の大使公邸の建築のデザインそのものを一々パリからフランスの代表に相談して、それに合うように直させる。町並みというが、できている方の保護だけでなく、パリの景観に関係するものは、個人の財産でも、治外法権を持っている外国の大使館をつくるのにしても、それだけ法令上、口を出すということがあるのです。何もそのまま、まねをする必要はないけれども、文化財保護法の中のそういったような重文とそうでないものとの間の有形の建造物その他について、重文に指定されないものについてはお手上げだといふのでいいのかどう

か。それからもう一つは、そういうものを保護する

だけでなく、消防法がやかまし過ぎるときには消防法の除外例を設けさせるとか、また、たとえば東京駅なんか非常にいい例なんで、ああいうものは、機能は、どんな下を掘り返してどんなに近代的功能にしてもいいけれども、外形を保存するとか、あるいは戦災を直すぐらいの金は、国鉄はもうけているのだらうから国鉄に金を出さして、外形を三階に直してりっぱなドームをつけさせて大正初年にできたものを復元しろ、そのかわり中の方はどんなに近代的に直してもいいぐらいな、権威を持った文化財保護の法律に、これは立法府ですからわれわれが考えることではございませうけれども、そう言うものの、それだったら行政の方がかうつておいていいわけではない。私は西洋建築だけにウェイトを置いているわけではありませうけれども、明治、大正の明治はいいのですけれども、大正、昭和の初期にかけての全国の文化の価値のある建造物の保護あるいは保存等についての法令的な網をかざる問題を、ぜひひとつ御検討をお願いしたいと考える次第です。御返答願います。

○砂田国務大臣　たとえば、確かに御指摘のような洋風の建築物と申しますか、そういうもののいままでの指定をいたしました件数を時期的に分けて考えてみても、幕末期が五件、明治期が六十五件、大正期が一件でございます。まだ調査ができていない実態にあることは御指摘のとおりでございます。

昨年の三月、曾根委員が国会で御発言になりました後、昨年の六月から近代建築の保存対策樹立を目的といたしまして近代建築保存対策研究調査会というものを設置いたしました。保存についての基礎事項を調査、審議をいたしました。保存についてでございます。これは建築学会に、学識経験者十二名を協力者に委嘱をいたしました。五十二年度四回の会議を開いていただきました。先ほど先生御指摘の四百何万というのがこの調査会のための五十三年度の費用でございます。主要近代建築の選定方針でございますか、あるいは耐久度と補強

の方法とか、再活用の方法とか、さらに現在問題となっておりまうような建築等について検討、審議をしまひましたし、五十三年度におきましても前年度に引き続いて、近代建築物を選んで、構造の診断調査等の実施を委嘱した方々にやっていたことにしております。文化庁はこれらの調査結果を参考にいたしまして、また建築学会におきましても御自身でもこのような調査を進めておられますので、それらを参考にしながら今後の保存対策を、まだ明治期のもので残っているものがございすけれども、大正期のもので幅を広げて取り組んでまいりたいと考えております。

トーマス邸は、民間の所有物でありましたものを地方公共団体が自分で買い取って保存しようという、実は望ましいことでありますけれども、余り全国に数のない例であつたわけでございす。建築物を買い取りますので補助金が大きくなつて、こちらは調査費でございすので金額が少ないので、砂田の選挙区じゃないかというのはちょっと困るのです。

それから東京駅を例におとりになりましたけれども、こういう近代建築というのはまだ耐用年数に達していない。東京駅もつばに使へるはずでございす。そういう場合でも、先ほど御指摘がありましたように、機能的に、率直に言えば国鉄としてもっと収益が上がる方法がないかという考えが出てくるわけで、どうもそういった新に起こる使用要求とこの保存という問題がまさにぶつかつてくる問題でございす。そういうふうな、新たな使用要求にこたえての建てかえられる例が多いわけでございまして、この保存もその再利用を考えたものでなければなりません。御指摘のように、外部の主要な部分だけ抑える、外側を抑える、その他の中身については近代的な機能を持つたものに改造する、そういうふうな考え方で、現在の保護法でもそういう指定の仕方をしていかなければならないかと思ひますが、そういうやり方で実施をいたしましたのは、国が持つております建物といたしましては、旧近衛師団司令部を国立

近代美術館の工芸館に再利用いたしまして、れんがづくりの建物は明治四十三年創立当時の姿に復元をいたして、中は近代的なものにしたわけでございす。同様な例は、北海道庁の旧本庁舎でありますとか横浜正金銀行もそうでございす。いわゆる一種のファサード保存と申すのでございすか、そういうやり方でやつたわけでございす。が、明治のものにまだ手いづかいがかつておりましたのを新しい建造物にも広げて適切な保護を図つてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、御発言の御趣旨を踏まえまして、十分にひとつ前向きに検討させていただきたいと思ひます。

○幹事委員 これで終わります。

○常設委員長 次回回は、来る二十六日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案
法律等の一部を改正する法律
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年四月以後の旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇七を

乗じて得た金額に千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十四万九千八百八十一円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に二万四千六百円を加えた金額とし、三十八万円を限度とする。)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の一)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六十分の一)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「

「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。

6 第二項から前項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年六月分以後、その額を、第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「五年」とあるのは、「十三年」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子及び孫が七十歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

8 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。

9 前条第六項の規定は、前各項の規定による年金の改定の場合について準用する。
第二条の九の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年四月以後における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に千九百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に二十九万五千二百円を加えた金額とし、四百五十六万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第一号）以下「昭和五十三年改正法」という。第三条の規定による改正後の法律第四十号又は法律第四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額（当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に二十九万五千二百円を加えた金額）を平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十三年改正法第三条の規定による改正後の法律第四十号又は法律第四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金で法律第四十号附則第八項第一号に掲げる期間（二十一年以上に限る。）を有する組合員に係るものについては、昭和五十三年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の九の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十二の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十二万二千円に満たないものについては、その改定額を六十二万二千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十二万二千円に満たないものを受け取る者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十二万二千円に改定する。

第四条の七 第一項中「次条」を「第五条」に改め、同項第三号中「以下この条において」を「第五条を除き、以下」に改め、同条第三項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定）

第四条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額（第一条の十又は第二条の十の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条（同条を準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がある六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がある六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がある六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの 十六万九千円

二 遺族である子がある六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子がある六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（ロに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 第四条の二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が六十五歳（遺族年金を受ける者にあつては、六十歳）」と、「孫が七十歳」とあるのは「孫が六十歳」と、同条第三項中「七十歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金については、その額（第一条の十、第二条の十又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条にお

いて準用する国家公務員共済組合法第八十八
条の五の規定の適用があつた場合には、その
額から同条の規定により加算された額に相当
する額を控除した額が当該各号に掲げる額
に満たないときは、同年六月分以後、その額
を当該各号に掲げる額に改定する。

一 第一項第三号イに掲げる年金 三十六万
円

二 第一項第三号ロに掲げる年金 二十七万
円

三 第一項第三号ハに掲げる年金 十八万円

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規
定の適用につき準用する。この場合において、
同条第四項中「昭和五十二年八月一日」とあ
るの「昭和五十二年六月一日」と読み替え
るものとする。

第五条第一項第一号中「三万六千円」を「四
万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を
「七万二千円」に改め、同項第三号中「二万四
千円」を「三万六千円」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年度における通算退職年金及び
通算遺族年金の額の改定)

第六条の六 前条の規定の適用を受ける年金に
ついては、昭和五十三年四月分以後、その額
を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組
合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に
改定する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額
(前条第一項第二号又は第三項第二号に規
定する通算退職年金の仮定平均標準給与の
月額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百
円を十二で除して得た金額を加えた金額
(当該仮定平均標準給与の月額が三十四万
九千八百八十一円以上であるときは、当該
仮定平均標準給与の月額に二万四千六百円
を加えた金額とし、三十八万円を限度とす

る。)をいう。)の千分の十に相当する金額
に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の
適用を受ける年金の額を改定する場合につい
て準用する。この場合において、同条第二項
中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和
五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるの
は「第六条の六第一項第二号」と、「前項に」
とあるのは「第六条の六第一項に」と読み替
えるものとする。

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三
月三十一日までの間に新法の退職をした組合
員に係る新法の規定による通算退職年金につ
いては、昭和五十三年四月分以後、その額を、
次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で
除し、これに当該通算退職年金に係る組合員
であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定
する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額
(当該通算退職年金の額の算定の基礎とな
つた平均標準給与の月額に一・〇七を乗じ
て得た金額に千三百円を十二で除して得た
金額を加えた金額(当該平均標準給与の月
額が三十四万九千八百八十一円以上である
ときは、当該平均標準給与の月額に二万四
千六百円を加えた金額)をいう。)の千分の
十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
金額

4 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の
適用を受ける年金の額を改定する場合につい
て準用する。この場合において、同条第二項
中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和
五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるの
は「第六条の六第三項第二号」と、「前項に」
とあるのは「第六条の六第三項に」と、「昭和
五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表
第二の二」とあるのは「国家公務員共済組合
法別表第二の二(昭和五十一年九月三十日以

前に新法の退職をした者については、新法第
二十五条において準用する昭和五十一年改正
前の国家公務員共済組合法別表第二の二」と
読み替えるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。こ
の場合において、同条第三項中「前二項」と
あるのは、「第六条の六第一項から第四項ま
で」と読み替えるものとする。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に旧法又は
新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金

については、昭和五十三年四月分以後、その
額を、その年金に係る通算退職年金の額を前
各項の規定により改定するものとした場合の
改定年金額の百分の五十に相当する額に改定
する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。
第八条中「第三条の九」を「第三条の十」に
改める。
別表第二の十一の次に次の一表を加える。
別表第二の十二(第三条の十関係)

改定前	の年金額	改定	年金額
	六〇、〇〇〇円から 八八、二〇〇円まで		四六六、五〇〇円
	一〇一、二〇〇円		四八五、九〇〇円
	一一五、〇〇〇円		五五二、一〇〇円
	一二九、六〇〇円		六二二、二〇〇円
	一五〇、〇〇〇円		七二〇、二〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中		
第一級	六二、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
第三級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満

第一級	六六、〇〇〇円
第二級	六八、〇〇〇円
第三級	六七、〇〇〇円未満
第四級	六七、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満

「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第
七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第
十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十
五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八
級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一

級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、

第三十八級

三六〇、〇〇〇円　三五五、〇〇〇円以上　を

第三十七級	三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満
第三十八級	三七〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満
第三十九級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上	

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百三十二万円」を「四百五十六万円」に改め、同項第二号中「四・四八三」を「四・八〇一」に、「一万七千九百円」を「一万九千三百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「八十歳未満の者にあつては」を「の者にあつては、」に、「五年」を「十三年」に改め、「八十歳以上の者にあつては九十十分の一に三百分の二（その超える年数が十年を超える場合におけるその十年を超える部分の年数については、三百分の一）を」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五条の改正規定並びに第

四、次項及び附則第五項の規定は、同年六月一日から施行する。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置)

第一條の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。（標準給与に関する経過措置）

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十三年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者(給与月額が六万七千円以上である者を除く。)又は三十六万円である者(給与月額が三十六万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十三条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

4 第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号。以下「法律第四百号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十三年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替えるものとする。

5 第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（法律第四百十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年五月三十一日まで、間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円（昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百三十二万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十三年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

6 当分の間、改正後の年金額改定法第四条の八及び第五条の規定は、施行日（改正後の年金額改定法第五条の規定については、昭和五十三年六月一日）以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る年金について準用する。

(政令への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由
私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十三年五月十二日印刷

昭和五十三年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W